

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
41	41-1	34歳（平成24年4月の避難時）	福島県須賀川市	自主避難	札幌市					
	41-2	31歳（平成23年7月の避難時）	福島県須賀川市	自主避難	札幌市					
	41-3	6歳（平成23年7月の避難時）	福島県須賀川市	自主避難	福島県耶麻郡（住所省略）等					
	41-4	4歳（平成23年7月の避難時）	福島県須賀川市	自主避難	福島県耶麻郡（住所省略）等					
	41-5	2歳（平成23年7月の避難時）	福島県須賀川市	自主避難	福島県耶麻郡（住所省略）等					
避難の相当性	41-1～5は、本件事故当時、福島県須賀川市内に5人で暮らしていた。本件事故が発生し、放射線量の増加による健康への悪影響を懸念し、①41-3～5は平成23年3月16日から同年4月上旬にかけて福島県耶麻郡（住所省略）内の41-1の実家に避難した（以下、この表において「①の避難」という。）。②そして、41-2～5は、同年7月25日に福島県須賀川市から札幌市へ飛行機等で避難した（以下、この表において「②の避難」という。）。41-1は、③平成24年4月に札幌市へ避難した（以下、この表において「③の避難」という。）（甲個41の1〔3, 5, 7, 8〕）。自主避難区域である福島県須賀川市から平成23年12月31日以前に行われた①の避難及び②の避難は、避難開始の相当性が認められ、②の避難の継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。③の避難は、避難時期等からすれば、先に避難した41-2～5と同居するためであったことを踏まえても、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。									
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由				原告番号 41-1	原告番号 41-2	原告番号 41-3	原告番号 41-4	原告番号 41-5
避難交通費	¥128,000	①の避難の際の交通手段は証拠上明らかではないから、その他交通機関で同一県内を往復した場合の交通費として、避難当時3歳以上であった41-3, 4には各5000円を認める。②の避難に対して、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合に要する交通費4万1000円を41-2に、その半額である各2万0500円を41-3, 4に認める。41-5は避難当時2歳以下であるから、避難交通費を要したとは認められない。				¥0	¥41,000	¥25,500	¥25,500	¥0
宿泊費	¥36,000	①の避難については、41-3～5は41-1の実家に滞在しており（甲個41の1〔5〕）、有償宿泊したとは認められない。一方、②の避難については、41-2～5が札幌市内のホテルに2泊したと認められるから（甲個41の1〔8〕）、宿泊費として、41-2に2万円、3歳以上12歳未満であった41-3, 4に各1万円を認める。				¥0	¥20,000	¥10,000	¥10,000	¥0
転居費用	¥0	30万円を41-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					¥0	¥0	¥0	¥0	
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0	
住居費	¥1,410,000	41-2～5が札幌市への避難後は雇用促進住宅に居住していることが認められるが（甲個41の1〔3, 8〕）、雇用促進住宅での住居費の支出の有無及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	41-2は札幌市への避難に当たり平成23年7月20日付けで退職し、避難後仕事を探そうとしたが、子どもを預けることができないため仕事を断念せざるを得なくなった（甲個41の1〔7, 9〕）というのであって、就職活動をしたと推認されるから、1万円を損害と認める。				¥0	¥10,000	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	世帯が分離していた期間のうち平成23年7月25日から同年12月31日までの約5か月間の二重生活費用については、本件事故と相当因果関係が認められるから、生活費が増加したものと認められ、1か月当たり2万円（合計10万円）を41-1に生じた損害と認める。				¥100,000	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年7月25日から同年12月31日までの間に相当性の認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する費用として41-2に8万2000円、41-3, 4に各4万1000円を認める。一方、41-5は当時2歳であるから、一時帰宅費用を要したものは認められない。				¥0	¥82,000	¥41,000	¥41,000	¥0
面会費用	¥2,460,000	世帯が分離していた約5か月の間に相当性が認められる面会回数は4回であり、1回の面会に要する費用として41-1に8万2000円を認める。				¥328,000	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥76,804,567					¥728,000	¥753,000	¥376,500	¥376,500	¥300,000
既払額						¥3,683,687	¥1,367,972	¥860,000	¥860,000	¥860,000
損害額合計	¥75,000,000					¥-2,955,687	¥-614,972	¥-483,500	¥-483,500	¥-560,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥-295,568	¥-61,497	¥-48,350	¥-48,350	¥-56,000
認容額						¥-3,251,255	¥-676,469	¥-531,850	¥-531,850	¥-616,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
42	42-1	40歳(平成23年7月の避難時)	福島市	自主避難	札幌市			
	42-2	18歳(平成23年7月の避難時)	福島市	自主避難	愛知県等			
	42-3	16歳(平成23年7月の避難時)	福島市	自主避難	愛知県等			
避難の相当性	42-1～3は、本件事故当時、福島市内に3人で暮らしていた。42-2, 3は、平成23年3月20日、愛知県の42-1の親戚宅へ避難し、同月30日、福島市に戻った。42-1～3は、同年7月5日、札幌市へ避難した(甲個42の1〔3, 4, 8, 12, 13, 18, 21〕)。自主避難区域である福島市から、平成23年12月31日以前に開始された上記避難はいずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯31)	損害認定の判断理由				原告番号 42-1	原告番号 42-2	原告番号 42-3
避難交通費	¥106,000	福島県から愛知県への避難交通費として、福島県と愛知県をその他交通機関で往復した場合の交通費4万8000円を42-2, 3にそれぞれ認める。福島県から北海道への避難については、NPO法人が交通費を支出したと推認されるから(甲個42の1〔18〕)、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥48,000	¥48,000
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を42-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000							
食費	¥1,380,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	42-1の平成22年の年収は254万6635円、平成23年の年収は218万3259円であると認められる(甲個42の2の1, 2)から、その差額36万3376円を損害と認める。				¥363,376	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	42-1は避難に際して会社を退職し、避難後就職活動を行った(甲個42の1〔24〕)から、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める。				¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	42-1と42-2, 3が別居し世帯が分離して生活していた期間は、平成23年3月20日から同月30日までの約10日間と短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	42-2, 3が愛知県に避難していた平成23年3月20日から同月30日までの間は、1か月にも満たない短期間であるから、一時帰宅費用を支出したとは認められない。42-1～3が札幌市に避難した同年7月5日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの約6か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として各8万2000円を認める。				¥82,000	¥82,000	¥82,000
面会費用	¥820,000	世帯が分離していた平成23年3月20日から同月30日までの間は、1か月にも満たない短期間であり、またその間に面会をしていたとはうかがわれないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張する平成26年11月から平成29年3月までの面会交通費を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥56,924,700					¥1,055,376	¥430,000	¥430,000
既払額						¥2,425,226	¥360,000	¥930,000
損害額合計	¥45,000,000					¥-1,369,850	¥70,000	¥-500,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥-136,985	¥7,000	¥-50,000
認容額						¥-1,506,835	¥77,000	¥-550,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
43	43-1	24歳 (避難開始時)	福島県二本松市	自主避難	札幌市	
避難の相当性	43-1は、本件事故当時、福島県二本松市内で両親と3人で暮らしていた。43-1は、平成23年12月、車とフェリーで札幌市へと避難した(甲個43の1 [3, 6, 7])。自主避難区域である福島県二本松市から平成23年12月31日以前である同月中に避難していることから、避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。					
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯6)	損害認定の判断理由				原告番号 43-1
避難交通費	¥63,000	避難の際の交通費のうち必要かつ合理的な範囲として福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を認める。				¥41,000
宿泊費	¥24,000	避難に際し有償宿泊をしたとは認められない。				¥0
転居費用	¥170,000	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥8,475,000					
食費	¥680,000					¥0
住居費	¥0					¥0
気候対応費用	¥734,900					¥0
就労不能損害	¥9,913,125	平成22年の年収は59万2450円、平成23年の年収は10万3750円であると認められるから(甲個43の2の1, 2)、その差額48万8700円を損害と認める。				¥488,700
転職費用	¥37,167	避難前は二本松市内でアルバイトをしていたが、避難に伴い退職し、避難後就職活動を行い、再就職している(甲個43の1 [4, 7])から、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める。				¥10,000
二重生活費用	¥0					¥0
通信費	¥690,000					¥0
一時帰宅費用	¥555,000	避難継続の相当性が認められるのは1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
面会費用	¥0					¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0
その他	¥0					¥0
慰謝料	¥20,000,000	30万円を損害と認める。				¥300,000
合計額	¥41,362,192					¥989,700
既払額						¥120,000
損害額合計	¥15,000,000					¥869,700
弁護士費用	¥1,500,000					¥86,970
認容額						¥956,670

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
44	44-1	43歳（平成23年5月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市				
	44-2	40歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市				
	44-3	6歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市				
	44-4	4歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市				
避難の相当性	44-1～4は、本件事故当時、福島県いわき市において、44-1の両親と6人で生活していた。44-2～4は、平成23年3月15日、飛行機で札幌市内の44-2の実家に避難した。44-1は、同日、44-1の両親を避難させるために東京都の親戚宅まで送り、同月16日、羽田空港から新千歳空港まで飛行機で行き、札幌市内の44-2の実家に避難した。同年4月2日、44-1、2は荷物と車を取りにいわき市内の自宅に戻り、44-1はそのまま自宅にとどまり、44-2は再び札幌市に避難した。44-1は、平成23年5月18日、いわき市から札幌市まで避難し、44-2～4と札幌市内のマンションで同居生活を始めたが、平成25年5月、いわき市に再び戻った（甲個44の1〔3～9〕）。自主避難区域である福島県いわき市内から、平成23年12月31日以前に避難しているから、上記避難はいずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯31）	損害認定の判断理由				原告番号 44-1	原告番号 44-2	原告番号 44-3	原告番号 44-4
避難交通費	¥106,000	44-1は、平成23年3月に福島県から東京都を経由して北海道へ飛行機で避難し、同年4月に福島県に戻っているところ、交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県と北海道をその他交通機関で往復した場合の8万2000円を損害と認める。また、44-1は、同年5月に福島県から北海道へ飛行機で避難し、平成25年5月に福島県に戻っているから、福島県と北海道をその他交通機関で往復した場合の8万2000円を損害と認める。 44-2は、平成23年3月に福島県から北海道へ飛行機で避難しているから、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の4万1000円を損害と認める。なお、44-2は、同年4月に福島県に一旦戻り、再び北海道へ移動しているが、これは荷物を取りに行くための往復にすぎないから、避難によるものとはいえない。 44-3、4は、平成23年3月に福島県から北海道へ飛行機で避難しているから、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の各2万0500円を損害と認める。				¥164,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を44-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000					¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,380,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	44-1の平成22年の年収は585万4111円、平成23年の年収は188万9304円であると認められる（甲個44の2の1、2）から、その差額396万4807円を44-1の損害と認める。				¥3,964,807	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	44-1は、平成23年5月13日付けで退職し、札幌市で就職活動を行った（甲個44の1〔7,9〕）。44-2も避難に伴い退職し、札幌市で就職活動を行い平成23年5月より新たな職場で働いている（甲個44の1〔9〕）。44-1、2が、それぞれ転職費用を要したと認められるから、各1万円を損害と認める。				¥10,000	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	44-1～4が札幌市に避難したことに伴い、避難前は同居していた44-1の両親と別居することとなり、世帯分離が生じているところ、44-2～4が避難を開始した平成23年3月15日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの約10か月間に生じた二重生活費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるから、一月当たり2万円（合計20万円）を44-1の損害と認める。				¥200,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	44-2～4については平成23年3月15日から同年12月31日までの約10か月間に3回の一時帰宅を相当と認め、44-1については平成23年5月18日から同年12月31日までの約7か月間に2回の一時帰宅を相当と認める。1回の一時帰宅に要する費用としては、44-1、2に各8万2000円、44-3、4に各4万1000円を認める。				¥164,000	¥246,000	¥123,000	¥123,000
面会費用	¥820,000	44-1と44-3、4が分離していた平成23年4月2日から同年5月18日までの間の相当な面会として1回を認め、1回の面会に要する費用として8万2000円を44-1の損害と認める。				¥82,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31の主張する平成26年11月～平成29年3月までの面会交通費を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,924,700					¥5,184,807	¥597,000	¥443,500	¥443,500
既払額						¥4,813,867	¥518,825	¥320,000	¥320,000
損害額合計	¥60,000,000					¥370,940	¥78,175	¥123,500	¥123,500
弁護士費用	¥6,000,000					¥37,094	¥7,817	¥12,350	¥12,350
認容額						¥408,034	¥85,992	¥135,850	¥135,850

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
45	45-1	48歳（平成23年9月の避難時）	福島県田村市	旧緊急時避難準備区域	神奈川県等			
	45-2	43歳（平成23年9月の避難時）	福島県田村市	旧緊急時避難準備区域	神奈川県等			
	45-3	8歳（平成23年9月の避難時）	福島県田村市	旧緊急時避難準備区域	神奈川県等			
	45-4	3歳（平成23年9月の避難時）	福島県田村市	旧緊急時避難準備区域	神奈川県等			
	45-5	81歳（平成23年10月の避難時）	福島県田村市	旧緊急時避難準備区域	神奈川県等			
	45-6	76歳（平成23年10月の避難時）	福島県田村市	旧緊急時避難準備区域	神奈川県等			
避難の相当性	45-1～6は、本件事故当時、福島県田村市内の持ち家で、6人で生活していた。本件事故が発生し、子供たちに放射線被害や健康被害が及ぶことをおそれて、6人で横浜市内の45-1の妹の自宅まで車で避難した。その後、45-1～4は、平成23年4月5日に新潟県へ移動した後、同年9月15日、新潟県から北海道帯広市へ避難した。45-5、6は、その約1か月後、飛行機で北海道へ避難した（甲個45の1〔3, 5～7〕, 45-1本人〔5〕）。避難元住所は旧緊急時避難準備区域である福島県田村市（住所省略）であるから、上記避難は、いずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは平成24年8月31日までである。							
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯52）	損害認定の判断理由	原告番号 45-1	原告番号 45-2	原告番号 45-3	原告番号 45-4	原告番号 45-5	原告番号 45-6
避難交通費	¥104,000	上記避難経路及び横浜市から新潟県への移動が45-1, 2の仕事の関係によるものであることに鑑みれば（甲個45の1〔6〕, 45-1本人〔6〕）、45-1～4には、福島県から神奈川県へ自家用車で移動した場合の交通費として、45-1に1万4000円を認め、神奈川県から北海道（大人片道3万1000円）へその他交通機関で移動した場合の交通費として、45-1, 2に各3万1000円、45-3, 4に各1万5500円を認める。そして、45-5, 6の避難に関して、福島県から神奈川県を自家用車で移動した場合の交通費1万4000円を45-5に生じた損害と認め、神奈川県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費各3万1000円を45-5, 6に生じた損害と認める。	¥45,000	¥31,000	¥15,500	¥15,500	¥45,000	¥31,000
宿泊費	¥24,000	横浜市内では45-1の妹の家に滞在し、新潟県では避難者を受け入れている温泉旅館に部屋を提供してもらった（甲個45の1〔6, 7〕）のであって、有償宿泊したとしようがわかれず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を45-1の損害と認める。	¥300,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700							
食費	¥1,050,000							
住居費	¥1,763,000	平成24年8月31日までの間に住居費を支出したことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	45-2の平成22年の年収は70万6825円、平成23年の年収は160万2651円、平成24年の年収は0円であると認められる（甲個45の2の1～3）から、平成23年分は本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。平成24年1月から8月分について、平成22年の月収（5万8902円）の8か月分に相当する47万1216円を損害と認める。45-1については就労不能損害について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥471,216	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	45-1は、避難前は自営業を営んでいたが、新潟県内では新たな仕事を開始し、帯広市に避難後の平成23年11月には管理人の仕事をしている（甲個45の1〔8〕, 45-1本人〔17, 18〕）。45-2は避難前は介護施設で働いていたが、避難に際し退職した上で、避難後も仕事をしている（45-1本人〔17, 18〕）。よって、45-1, 2それぞれ転職費用を要したと認め、転職費用として各1万円を45-1, 2それぞれに生じた損害と認める。	¥10,000	¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	避難前は同居していた45-1～4と45-5, 6が、平成23年4月5日から同年10月中旬頃までの約7か月間別居し、世帯が分離して生活していたから、生活費用が増加したと認め、1か月当たり2万円、合計14万円を45-1に生じた損害と認める。	¥140,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0

一時帰宅費用	¥388,000	平成23年3月12日頃から平成24年8月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は5回である。そして、上記の避難経路等に鑑みれば、45-1, 2, 5, 6には、神奈川県から福島県へその他交通機関で往復した場合の交通費（3万円）を2回分、北海道から福島県へその他交通機関で往復した場合の交通費（8万2000円）を3回分それぞれ認め、45-3, 4にはその半額を損害と認める。	¥306,000	¥306,000	¥153,000	¥153,000	¥306,000	¥306,000
面会費用	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する開業費用等を支出したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥60,000,000	平成23年3月から平成24年8月までの18か月間月額10万円を損害と認める。	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000	¥1,800,000
合計額	¥93,792,169		¥2,601,000	¥2,618,216	¥1,968,500	¥1,968,500	¥2,151,000	¥2,137,000
既払額			¥4,319,658	¥2,488,877	¥1,620,000	¥1,620,000	¥15,565,220	¥1,740,000
損害額合計	¥90,000,000		¥-1,718,658	¥129,339	¥348,500	¥348,500	¥-13,414,220	¥397,000
弁護士費用	¥9,000,000		¥-171,865	¥12,933	¥34,850	¥34,850	¥-1,341,422	¥39,700
認容額			¥-1,890,523	¥142,272	¥383,350	¥383,350	¥-14,755,642	¥436,700

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
46	46-1	32歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等				
	46-2	35歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等				
	46-3	4歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等				
	46-4	0歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等				
避難の相当性	<p>46-1～4は、本件事故当時、福島県いわき市内の賃貸アパートで4人で生活していた。本件事故後、被ばくするのではないかと不安になり、避難することとした。46-2～4は、平成23年3月15日～同月19日は茨城県日立市内の46-1の実家に、同日～同月24日は茨城県つくば市内のホテルに、同日～同年4月6日は46-1の実家に、同日～同月11日は福島県いわき市内の46-2の実家に、同日～同月17日は46-1の実家に、同日～同年5月13日は46-2の実家に、同日～同月19日は新潟県に、同日～同年6月6日は46-2の実家に避難し、同月24日札幌市に避難した。札幌市へは飛行機等で避難した。46-1は平成23年3月15日～同月22日は46-2～4と行動を共にしたが、その後は仕事の都合上避難を続けることができず、自宅に戻って生活していた。46-1は不安障害に罹患した46-2の看護のため平成23年9月9日から平成24年3月9日まで札幌市に滞在した。46-1は、平成24年7月末頃、札幌市へ転居した（甲個46の1〔4～7〕）。</p> <p>自主避難区域である福島県いわき市から平成23年12月31日までに行われた46-2～4の上記避難及び46-1の同年3月15日から同月22日の避難は、いずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。46-1の平成24年7月の移動は、その時期、避難元住所が自主避難区域であること等からすれば、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。なお、46-1は平成23年6月24日の札幌市への避難に当たり同行しているが、その後福島市内に戻っていることからすれば、自身の避難であるとは認められない。また、46-1の同年9月9日の札幌市への移動は、46-2を看護するための移動であり、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯52）	損害認定の判断理由				原告番号 46-1	原告番号 46-2	原告番号 46-3	原告番号 46-4
避難交通費	¥104,000	上記避難経路及び札幌市への避難時以外の避難時の移動手段が証拠上明らかでないことからすれば、46-1には福島県と茨城県をその他交通機関で往復した場合の交通費（大人1人片道1万3000円）を避難交通費として認める。46-2には、福島県から茨城県、茨城県から北海道（大人1人片道3万2000円）をその他交通機関で移動した場合に要する交通費として4万5000円、46-3にはその半額の2万2500円を、避難交通費として認める。避難当時2歳以下であった46-4は避難交通費を要したとは認められない。				¥26,000	¥45,000	¥22,500	¥0
宿泊費	¥24,000	46-1は平成23年3月19日から同月22日の間、46-2～4は同月19日から同月24日の間、つくば市内のホテルで有償宿泊したと認められるから、宿泊費として、46-1に3万円、46-2に5万円、46-3に2万5000円をそれぞれ認める。それ以外の避難については、有償宿泊したとわかれず、また有償宿泊したとの具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥30,000	¥50,000	¥25,000	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を46-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700								
食費	¥1,050,000								
住居費	¥1,763,000	平成23年6月からは北海道札幌市内の雇用促進住宅に入居し、雇用促進住宅は無償であったことが認められることなどからすると（甲個46の1〔8〕）、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	46-2は避難前は専業主婦であり、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	46-2は避難前は専業主婦であり、避難後に就職活動をしたともうかがわれないから（甲個46の1〔3〕）、本件事故と相当因果関係がある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	平成23年3月22日から同年9月9日までの約6か月間、46-1と46-2～4が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計12万円を46-1に生じた損害と認める。				¥120,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	平成23年3月15日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの間に46-2～4に相当と認められる一時帰宅の回数は3回である。1回の一時帰宅に要する費用として46-2に8万2000円、46-3に4万1000円を認める。46-1が避難していた平成23年3月15日から同月22日は、1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥246,000	¥123,000	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する開業準備費用等を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥73,792,169					¥476,000	¥941,000	¥470,500	¥300,000
既払額						¥1,329,200	¥670,225	¥320,000	¥320,000
損害額合計	¥60,000,000					¥-853,200	¥270,775	¥150,500	¥-20,000
弁護士費用	¥6,000,000					¥-85,320	¥27,077	¥15,050	¥-2,000
認容額						¥-938,520	¥297,852	¥165,550	¥-22,000

番号	原告番号	年齢(平成24年1月の避難時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
47	47-1	43歳	福島県会津若松市	区域外	札幌市		
	47-2	11歳	福島県会津若松市	区域外	札幌市		
避難の相当性	<p>47-1, 2は、本件事故当時、会津若松市内の持ち家に47-1の夫と3人で生活していた。本件事故後、放射線による健康被害に不安を抱き、平成23年8月、47-1, 2は札幌市で短期間滞在し、夏休みが終わると同時に自宅に戻った。その後、平成24年1月、47-1, 2は札幌市へ自家用車とフェリーで避難した(甲個47の1[3, 5])。避難元住所と本件原発との距離は約94.28kmであったこと(乙個47の1)、避難時期、平成23年8月16日時点の避難元住所近辺の放射線量が毎時0.11マイクロシーベルトであったこと(乙個47の2の1)、平成23年3月15日の時点で会津若松市の自主避難者数は99人であり、会津若松市の人口に占める自主避難者数の割合は0.1%であり、同日の受入避難者数は242人であったこと(乙共51[3], 乙共52[3, 4])等に鑑みれば、平成24年1月の札幌市への避難は本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。なお、平成23年8月の移動については、滞在時期、滞在期間等に鑑みれば、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 47-1	原告番号 47-2
避難交通費	¥104,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
宿泊費	¥24,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥150,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700						
食費	¥1,050,000					¥0	¥0
住居費	¥1,763,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥37,167	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
面会費用	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
検査費用	¥24,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
その他	¥2,480,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
合計額	¥53,792,169					¥0	¥0
既払額						¥0	¥0
損害額合計	¥30,000,000					¥0	¥0
弁護士費用	¥3,000,000					¥0	¥0
認容額						¥0	¥0

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
48	48-1	38歳（避難開始時）	福島県双葉郡（住所省略）	旧避難指示解除準備区域	福島県郡山市等	
避難の相当性	48-1は、本件事故当時、福島県双葉郡（住所省略）内の賃貸マンションで、会社の同僚二人と一緒に生活していた。平成23年3月11日、勤務先の上司から避難を指示され、自動車福島県郡山市へ避難し、同日は車中泊をし、翌12日、勤務先から千葉県市原市に集まるよう指示を受けたため、自家用車で千葉県市原市へ避難し、同日から同月17日まで勤務先が取ったホテルに避難した。同日自家用車及びフェリーで千葉県から北海道苫小牧市へ向けた避難を開始し、同月20日北海道苫小牧市の自宅に避難した（甲個48の1〔2, 3〕）。旧避難指示解除準備区域である福島県双葉郡（住所省略）から行われた上記避難はいずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、平成30年3月31日までである。					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯79）	損害認定の判断理由				原告番号 48-1
避難交通費	¥136,000	上記避難経路からすれば、避難に際し要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から千葉県へ自家用車で移動した場合の交通費1万8000円と、千葉県から北海道へその他交通機関で移動した場合に要する交通費3万2000円を48-1に生じた損害と認める。				¥50,000
宿泊費	¥48,000	平成23年3月11日には有償宿泊をしておらず、同月12日から同月17日は勤務先が宿泊費を負担したと認められ、その他北海道へ避難する際はネットカフェやフェリーで宿泊した（甲個48の1〔3〕）というのであって、有償宿泊をしたとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
転居費用	¥159,000	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥11,366,800					
食費	¥1,095,000					¥0
住居費	¥0					¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0
就労不能損害	¥12,353,538	48-1の平成22年の年収は405万1020円、平成23年の年収は384万9250円、平成24年の年収は399万8393円、平成25年の年収は351万1737円と認められる（甲個48の2の1～6）。48-1の稼働状況等を考慮すると、本件事故と相当因果関係のある就労不能損害は、平成22年の年収と、本件事故から平成25年3月31日までの収入との差額であると認める。すなわち、平成23年の差額20万1770円、平成24年の差額5万2627円、平成25年1月1日から3月31日までの差額13万4820円（平成25年12月31日までの差額53万9283円の12分の3）の合計38万9217円を、48-1に生じた損害と認める。				¥389,217
転職費用	¥37,167	本件事故後、勤務先から福島ではもう仕事ができないので、親会社の現場で働くよう求められ、籍は本件事故前の勤務先に残したまま親会社で勤務をしていたが、収入面等から退職することとし、平成27年4月に本件事故前の勤務先を退職した。退職後は会社を起こして従前と同様の業務を行っている。勤務先から苫小牧での現場が見つかったと連絡があり、仕事が決まっていたので苫小牧市に戻ったのであって、特段就職活動はしていない（48-1本人〔5, 12, 20〕）と認められるから、転職費用を要したとは認められない。				¥0
二重生活費用	¥180,000	避難に伴う世帯の分離は認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
通信費	¥730,000					¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	避難継続の相当性が認められる平成23年3月～平成30年3月31日（ただし、仕事で福島県に滞在していた平成23年11月から半年間（48-1本人〔8〕）は除く。）の間に北海道から福島県への一時帰宅として相当と認められる回数は26回であり、1回の一時帰宅に要する交通費は8万2000円である。また、平成23年11月から半年間の間に相当と認められる福島県内での一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用は1万円である。よって、合計215万2000円を損害と認める。				¥2,152,000
面会費用	¥52,000	避難に伴う世帯の分離は認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
検査費用	¥0					¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0
慰謝料	¥10,000,000	避難継続の相当性が認められる85か月間について月額10万円、すなわち850万円を相当と認める。				¥8,500,000
合計額	¥40,289,725					¥11,241,217
既払額						¥6,629,000
損害額合計	¥15,000,000					¥4,612,217
弁護士費用	¥1,500,000					¥461,221
認容額						¥5,073,438

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
50	50-1	41歳（平成26年6月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	旭川市				
	50-2	38歳（平成23年3月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	旭川市				
	50-3	4歳（平成23年3月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	旭川市				
	50-4	0歳（平成23年3月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	旭川市				
避難の相当性	<p>本件事故前、50-1～4は福島県郡山市内で4人で暮らしていた。平成23年3月11日に発生した地震で自宅の水が出なくなった。そのため、同日から同月16日まで避難所、知人宅、福島県白河市内の50-1の実家等に避難した。50-2は、同月13日、本件事故を知り、母親から避難を勧められ、また放射能による健康被害を懸念したこと等から避難を決意した。同月20日、50-2～4は福島県郡山市から旭川市内の50-2の実家に飛行機等で避難した。50-1は平成26年5月末に当時の勤務先を退職し、同年6月17日旭川市に避難した（甲個50の1〔3, 5～8〕）。</p> <p>自主避難区域である福島県郡山市から本件事故直後に避難をしているから、50-2～4の福島県郡山市から旭川市への避難は相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。なお、平成23年3月11日から同月16日までの避難は、地震による避難であると認められるから、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。50-1の平成26年6月の避難は、本件事故から2年以上経過した後の避難であるから、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由				原告番号 50-1	原告番号 50-2	原告番号 50-3	原告番号 50-4
避難交通費	¥128,000	50-2～4の旭川市への避難について、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費として50-2に4万1000円、50-3にその半額の2万0500円を損害と認める。50-4は避難当時0歳であるから、交通費を要したとは認められない。				¥0	¥41,000	¥20,500	¥0
宿泊費	¥36,000	避難の際に有償宿泊したとは認められず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700	30万円を50-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	旭川市内では50-2の実家で生活していた（甲個50の1〔3, 9〕）のであって、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	50-2は避難前は郡山市内で働き始めたばかりであったが、避難に伴い退職し避難後再就職をしているから（甲個50の1〔3, 8〕），転職費用として、1万円を50-2に生じた損害と認める。				¥0	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年3月20日から同年12月31日まで約9か月間50-1と50-2～4が別居し、世帯が分離して生活していたから、生活費が増加したものと認められる。そして50-2は生活費として50-2の両親に月3～4万円渡していた（甲個50の1〔9〕）から、本件事故と相当因果関係のある損害は1か月当たり3万円と認め、合計27万円を50-1に生じた損害と認める。				¥270,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	避難継続の相当性が認められる平成23年3月20日から同年12月31日の間に相当性が認められる一時帰宅の回数は3回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として50-2に8万2000円、50-3に4万1000円を認める。0歳であった50-4は一時帰宅に際し交通費を要したとは認められない。				¥0	¥246,000	¥123,000	¥0
面会費用	¥2,460,000	世帯が分離していた期間に相当性が認められる面会回数は6回であり、1回の面会に要する交通費として8万2000円を50-1に認め、合計49万2000円の損害を50-1に生じた損害と認める。				¥492,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,804,567					¥1,062,000	¥897,000	¥443,500	¥300,000
既払額						¥3,672,570	¥184,406	¥1,058,000	¥1,058,000
損害額合計	¥60,000,000					¥-2,610,570	¥712,594	¥-614,500	¥-758,000
弁護士費用	¥6,000,000					¥-261,057	¥71,259	¥-61,450	¥-75,800
認容額						¥-2,871,627	¥783,853	¥-675,950	¥-833,800

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
51	51-1	69歳 (平成24年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	51-2	63歳 (平成24年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	51-3	33歳 (平成23年10月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	51-4	8歳 (平成24年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	51-5	5歳 (平成24年3月の避難時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
避難の相当性	<p>51-1～5は、本件事故前、福島県郡山市内で5人で暮らしていた。本件事故後、放射能が51-4、5に及ぼす影響を懸念し、避難を決意した。51-3は、仕事がなければ避難先で生活ができないと思い、仕事探しを始めた。見ず知らずの土地にいきなり家族5人で避難することに少し不安があり、また51-4、5が学年途中で転校すると嫌がらせをされたりいじめられたりするという話を聞いていたこと等から、まず、平成23年10月27日に51-3が札幌市へ避難した。そして、5人で生活する住居を探すために、51-1が平成24年1月18日から同月20日にかけて札幌市に下見に行った。同年3月24日自家用車及びフェリーで51-1、2、4、5が札幌市へ避難した（なお、その際避難の準備を手伝うため郡山市に戻っていた51-3もともに移動した。）（甲個51の1〔3、10〕）。</p> <p>51-3は、自主避難区域である福島県郡山市から平成23年10月27日に避難しているから、避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。51-3は、同年8月1日、病院を見学するために札幌市へ移動しているが（甲個51の1〔9〕）、これは、その目的からして避難とは認められない。そして、51-1、2、4、5が避難したのは平成24年3月24日であり、本件事故の収束宣言後であることからすれば、避難に伴う嫌がらせを懸念したなどの事情を考慮しても、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯)	損害認定の判断理由				原告番号 51-1	原告番号 51-2	原告番号 51-3	原告番号 51-4	原告番号 51-5
避難交通費	¥104,000	51-3が福島県から北海道へ避難するに際し要した交通費として、その他交通機関で移動した場合の4万1000円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥0	¥0	¥41,000	¥0	¥0
宿泊費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥156,400	15万円を51-3の損害と認める。				¥0	¥0	¥150,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥20,896,300					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,650,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥450,000	51-3は避難当初は勤務先が紹介してくれたマンスリーマンションに居住し、平成24年3月末からは51-1～5の全員で札幌市内の借上げ住宅で生活していた（甲個51の1〔3〕）。マンスリーマンションでの住居費の支出及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥914,200					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥5,097,512	51-3の平成22年の年収は478万6563円、平成23年の年収は454万1067円である（甲個51の4の1、2）から、その差額24万5496円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。51-1については、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥245,496	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	51-3は避難前は仙台市内で勤務していたが、平成23年10月末に退職し同年11月から札幌市内で再就職している（甲個51の1〔6、10〕）。よって転職費用を要したと認められるから、転職費用として1万円を認める。				¥0	¥0	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥360,000	平成23年10月27日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日まで約2か月間、51-1、2、4、5と51-3が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計4万円を51-3に生じた損害と認める。				¥0	¥0	¥40,000	¥0	¥0
通信費	¥660,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,970,000	51-3の避難継続の相当性が認められる平成23年10月27日から同年12月31日までは3か月にも満たない期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥246,000	51-3と51-4、5が分離して生活していた期間（平成23年10月27日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日の間）において、51-3は1回福島県郡山市に滞在しており（弁論の全趣旨）、その移動に要した交通費8万2000円を、本件事故と相当因果関係のある面会費用として51-3に認める。				¥0	¥0	¥82,000	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥2,025,254	①医療費、②避難前に51-3が就職先の下見に要した交通費及び宿泊費、③51-3が避難前に就職試験のために要した交通費及び宿泊費、④平成24年1月18日～20日に51-1が家族で避難生活をするためのアパート探しのために要した交通費、⑤平成24年6月分～平成29年2月分の駐車場代金、⑥⑤と同内容の別の車のための駐車場代金、⑦51-4、5の体操服代、⑧51-4、5のスキー授業のためのスキー用具一式、⑨マンション購入のための仲介手数料、収入印紙代、所有権移転登記費用を主張するが、①～③についてはいずれも証拠上認定することはできず、④～⑨については、本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥84,566,833					¥300,000	¥300,000	¥868,496	¥300,000	¥300,000
既払額						¥80,000	¥80,000	¥3,050,246	¥660,000	¥660,000
損害額合計	¥75,000,000					¥220,000	¥220,000	¥-2,181,750	¥-360,000	¥-360,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥22,000	¥22,000	¥-218,175	¥-36,000	¥-36,000
認容額						¥242,000	¥242,000	¥-2,399,925	¥-396,000	¥-396,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
52	52-1	46歳 (平成23年7月の避難時)	福島県岩瀬郡 (住所省略)	自主避難	札幌市	52-1の夫は原告ではない。	
	52-2	14歳 (平成23年6月の避難時)	福島県岩瀬郡 (住所省略)	自主避難	札幌市		
避難の相当性	<p>本件事故当時、52-1、2、52-1の夫（以下、この表において「夫」という。）は福島県岩瀬郡（住所省略）内で3人で暮らしていた。本件事故の発生を知り、52-1は放射線被害の危険、特に52-2の将来への悪影響を心配に思った。そこで、52-2と夫が北海道に避難し、52-1は家族を養うために自宅に残ることになった。他方で、52-1も52-2と夫が北海道に避難することになった場合は札幌市近辺で美容室を始められないかと思ひ、物件を探した。そして、気に入った札幌市内の物件を借りることにした。平成23年6月8日、52-2と夫は札幌市へ避難し、52-2と夫は同月15日から現在の住居で生活を始めた。52-1は同年7月1日に札幌市へ避難した（甲個52の1〔3, 5, 8, 9〕）。</p> <p>自主避難区域である（住所省略）から平成23年12月31日以前に避難しているから、上記各避難はいずれも相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、同日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯)	損害認定の判断理由				原告番号 52-1	原告番号 52-2
避難交通費	¥104,000	避難の際に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円をそれぞれに認める。				¥41,000	¥41,000
宿泊費	¥24,000	平成23年6月8日、52-2は夫と共に青森県内のホテルに一泊した。そして、札幌市へ避難後現在の居住地に入居するまではホテルに泊まったが、何泊かは無料で泊まることができた。その際、駐車場代等は負担した（甲個52の1〔9〕）。そこで、少なくとも一泊は有償宿泊したと認められるから、1万円を52-2に生じた損害と認める。				¥0	¥10,000
転居費用	¥150,000	30万円を52-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥12,498,700						
食費	¥1,050,000					¥0	¥0
住居費	¥1,763,000	札幌市へ避難した後は2年間賃料無しの条件で一戸建てを賃貸していた（甲個52の1〔9, 10〕）と認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	52-1は、本件事故前は、自宅の1階部分で美容室を営み、また自宅近所でもう一店舗経営していたが、避難に当たり、自宅で経営していた美容室を平成23年6月30日をもって閉店し、避難後の同年7月10日に札幌市内で新しく美容室を開店した（甲個52の1〔9, 12〕）。また、52-1の平成22年の年収は325万3067円であり、平成23年の年収は0円である（甲個52の2の1, 2）。そうすると、本件事故と相当因果関係の認められる就労不能損害として、平成23年7月から同年12月までの6か月間、避難前の収入の2割に相当する32万5306円（325万3067円÷12×0.2×6）を52-1に認める。				¥325,306	¥0
転職費用	¥37,167	上記のとおり、52-1は就職活動に費用を要したとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	平成23年6月8日から同年7月1日までの間、52-1と52-2が別居し世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、2万円を52-1に生じた損害と認める。				¥20,000	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	52-1, 2が請求する一時帰宅費用は、いずれも避難継続の相当性が認められない平成24年以降のものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥24,000	少なくとも札幌市にいる間は52-2は年に一度検査を受けていたと認められる（甲個52の1〔15〕、52-1本人〔24〕）が、その費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
その他	¥2,480,000	札幌で美容室を開業するために要した費用として200万円、52-1, 2の親族が52-1, 2と2回面会するために要した費用（1回10万円）を52-1, 2が負担したとして20万円、避難後居住した借家の平成23年から平成25年間の修繕費用として28万円を請求している。しかしながら、具体的な立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥53,792,169					¥986,306	¥351,000
既払額						¥2,863,852	¥320,000
損害額合計	¥30,000,000					¥-1,877,546	¥31,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥-187,754	¥3,100
認容額						¥-2,065,300	¥34,100

番号	原告番号	年齢(平成23年5月の避難時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
53	53-1	45歳	福島県郡山市	自主避難	福島県南会津郡(住所省略)等		
	53-2	13歳	福島県郡山市	自主避難	福島県南会津郡(住所省略)等		
避難の相当性	<p>本件事故当時、53-1は、53-1の長女、次女、53-2、53-1の夫(以下、この表においてそれぞれ「長女」、「次女」、「夫」という。)の5人で福島県郡山市内のアパートで生活していた。本件事故が発生し、53-1は放射能による身体被害を懸念し、避難することを家族に提案した。平成23年4月15日、53-1、長女、次女、53-2、夫は(住所省略)のホテルに一時避難し、同月18日自宅に戻った。同月30日、53-1、長女、次女、53-2は車で、夫はバイクで新潟港まで移動し、同年5月1日新潟港からフェリーで小樽市まで向かい、同月2日、北海道上川郡(住所省略)の(省略)寺に避難した。53-1は、平成28年4月、福島県に帰還した(甲個53の1[3, 6, 7, 9])。自主避難区域である福島県郡山市から平成23年12月31日以前に避難しているから、上記避難はいずれも相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 53-1	原告番号 53-2
避難交通費	¥104,000	上記避難経路に鑑みれば、同一県内をその他交通機関で移動した場合の往復の交通費1万円を53-1、2それぞれに生じた損害と認め、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を53-2に、その往復分である8万2000円を53-1に生じた損害と認める。				¥92,000	¥51,000
宿泊費	¥24,000	避難の際に有償宿泊をしたとは認められないので、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥150,000	30万円を53-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥12,498,700						
食費	¥1,050,000					¥0	¥0
住居費	¥1,763,000	53-1、2は、平成23年5月2日から平成24年2月まで(省略)寺が準備してくれた空き家に居住したと認められるが(甲個53の1[7])、その際住居費を支出したこと及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	53-1の平成22年の年収は60万円であり、平成23年の年収は0円である(甲個53の2の1, 2)。そうすると、本件事故と相当因果関係の認められる就労不能損害として、平成23年3月から同年12月までの約10か月間、避難前の収入の2割に相当する10万円(60万円÷12×0.2×10)を53-1に認める。				¥100,000	¥0
転職費用	¥37,167	避難前、53-1は、夫の実家の農園で働いていた。(住所省略)に転居後、53-1は本件事故や転居後の生活不安等を原因とするストレスで仕事をするができず、働くことができなかった(甲個53の1[4, 8])。以上によれば、53-1が就職活動をしたとはうかがわれず、転職費用を要したとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	53-1は、(住所省略)在住時は、平成26年4月と同年夏休みとその他1回帰省したのみというのであって(甲個53の1[9])、平成23年4月30日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までに一時帰宅した回数は1回を上回ることはないとは認められる。そして、53-2が、53-1による帰省のほかに一時帰宅をしていたとは認められない。したがって、1回の一時帰宅に要する交通費として各8万2000円を認める。				¥82,000	¥82,000
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張するその他移動費用、駐車場代等を支出したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥53,792,169					¥874,000	¥433,000
既払額						¥723,801	¥840,000
損害額合計	¥30,000,000					¥150,199	¥-407,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥15,019	¥-40,700
認容額						¥165,218	¥-447,700

番号	原告番号	年齢(平成23年3月の避難時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
54	54-1	46歳	福島県岩瀬郡(住所省略)	自主避難	栃木県等			
	54-2	47歳	福島県岩瀬郡(住所省略)	自主避難	栃木県等			
	54-3	22歳	福島県岩瀬郡(住所省略)	自主避難	栃木県等			
避難の相当性	54-1～3は、避難前は福島県岩瀬郡(住所省略)の持ち家で居住していた。平成23年3月11日の夜、54-2の知人から「震災の影響で本件原発が爆発するかもしれない。」と言われたことを受け、避難を決意し、54-1～3は避難を開始した。同日は栃木県内の路上で車中泊し、翌12日から同月18日まで栃木県内のホテルに宿泊した。同日、54-1～3は車で北海道への避難を開始し、同月19日から同月29日までは北海道虻田郡(住所省略)のコンドミニアムに宿泊し、札幌市内のアパートに同年4月2日に入居した(甲個54の1[3～6])。自主避難区域である福島県岩瀬郡(住所省略)から本件事故直後に避難をしていることからすれば、上記避難は相当であって、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 54-1	原告番号 54-2	原告番号 54-3
避難交通費	¥104,000	上記避難経路に鑑みれば、①福島県から栃木県、②栃木県から北海道への移動に要した交通費として、①について自家用車で移動した場合の9000円を54-2の損害と認め、②についてその他交通機関で移動した場合の交通費3万6000円を54-1～3にそれぞれ認める。				¥36,000	¥45,000	¥36,000
宿泊費	¥24,000	平成23年3月12日から同月18日までの間に6泊、同月19日から同月29日までの間に10泊有償宿泊したと認められる。したがって、1泊当たり1万円、合計16万円を54-1～3それぞれに生じた損害と認める。				¥160,000	¥160,000	¥160,000
転居費用	¥150,000	30万円を54-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700							
食費	¥1,050,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,763,000	札幌市に避難した後はアパートを借りていることが認められるが(甲個54の1[6])、アパートの賃料等について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	54-1の平成22年の年収は929万7642円、平成23年の年収は262万9828円であると認められ(甲個54の2の1,2)、その差額666万7814円を損害と認める。54-2の平成22年の年収は492万4000円、平成23年の年収は10万5000円であると認められ(甲個54の3の1,2)、その差額481万9000円を損害と認める。				¥6,667,814	¥4,819,000	¥0
転職費用	¥37,167	避難前、54-1は自宅で歯科医院を開業、経営し、54-2は福島県内で勤務していたが、避難に際し54-1は自宅での開業をやめ、避難後歯科医院に就職し、54-2も避難に際し退職し、その後就職活動をした(甲個54の1[4,7])。そのため、54-1,2ともに転職費用を要したと認められるから、各1万円を損害と認める。				¥10,000	¥10,000	¥0
二重生活費用	¥60,000	避難前後を通じて世帯が分離しておらず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	避難継続の相当性が認められる平成23年3月から同年12月の約10か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は3回であり、1回の一時帰宅に要する費用として各8万2000円を認める。				¥246,000	¥246,000	¥246,000
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する札幌で美容室を開業するために要した費用等を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥63,792,169					¥7,719,814	¥5,580,000	¥742,000
既払額						¥2,774,642	¥2,837,443	¥80,000
損害額合計	¥45,000,000					¥4,945,172	¥2,742,557	¥662,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥494,517	¥274,255	¥66,200
認容額						¥5,439,689	¥3,016,812	¥728,200

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
55	55-1	25歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	宇都宮市等		
	55-2	4歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	宇都宮市等		
避難の相当性	<p>本件事故当時、55-1は55-1の元夫（以下、この表において「元夫」という。）と離婚後も同居しており、福島県郡山市内の賃貸住宅で55-1、2及び元夫の3人で生活していた。本件事故を知り、55-1は原発で作業をしている知り合いに原発事故の危険性を聞いたところ、すぐに避難するよう言われたため、平成23年3月15日、55-1、2及び元夫は、元夫の両親や元夫の祖母らと共に宇都宮市へ避難した。しかし、外泊が元夫の祖母の健康に深刻な不安を与えかねない状態となったため、3日過ぎたところで福島県に戻った。その後、北海道へ避難することを決意し、同月19日、55-1、2及び元夫は、自家用車でまず新潟県へ向かい、同日は新潟県で一泊した。翌20日、新潟県からフェリーで小樽市に向かい、同月21日に小樽市に到着し、小樽市で二泊した後、札幌市で1週間ほどホテルに宿泊し、同年4月1日に北海道江別市内のウィークリーマンションに避難した。同月12日、元夫は福島県に戻り、それ以降55-1と元夫は関係を解消した。同年6月9日、55-1、2は札幌市内の雇用促進住宅に転居したが、北海道には55-1の知り合いはいなかったため、同年8月12日、55-1、2は岡山県へ移転した。しかし、移住早々に55-2がいじめにあったことから、同年10月に再び札幌市に移転し、同市内の雇用促進住宅に入居し、平成24年3月末までは雇用促進住宅で暮らし、同年4月からは借上げ住宅に移った(甲個55の1〔3～7〕)。</p> <p>上記避難は自主避難区域である福島県郡山市から平成23年12月31日までに行われたものであって、相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 55-1	原告番号 55-2
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、福島県から栃木県へ自家用車で移動した場合の往復の交通費として1万8000円を55-1に生じた損害と認める。また、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を55-1に、その半額の2万0500円を55-2に生じた損害と認める。				¥59,000	¥20,500
宿泊費	¥48,000	平成23年3月15日から宇都宮市内でホテルに3泊、同月19日に新潟県で一泊、同月21日から小樽市で二泊、同月23日頃から札幌市で1週間程度有償宿泊したと認められるから(合計13泊)、宿泊費として、一泊当たり55-1に1万円、当時4歳であった55-2には5000円を認める。				¥130,000	¥65,000
転居費用	¥159,000	30万円を55-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥11,366,800						
食費	¥1,095,000					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	就労不能損害が発生したことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥37,167	55-1は本件事故当時は職業訓練中であり、会社の内定も得ていたが、避難によって就職できず、札幌市へ避難した当初アルバイトをしていた(甲個55の1〔3, 4, 8〕)と認められるから、転職費用を要したと認められ、1万円を55-1に生じた損害と認める。				¥10,000	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	平成29年頃の夏に5年ぶりくらいに福島県に一時帰省した(甲個55の1〔9〕)というのであって、避難継続の相当性が認められる平成23年3月から同年12月の間に一時帰宅したとしようかがわからないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
面会費用	¥52,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用、資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥50,289,725					¥799,000	¥385,500
既払額						¥359,450	¥1,080,000
損害額合計	¥30,000,000					¥439,550	¥-694,500
弁護士費用	¥3,000,000					¥43,955	¥-69,450
認容額						¥483,505	¥-763,950

番号	原告番号	年齢（平成23年9月の避難時）	避難元住所	地域区分	避難先	備考
56	56-1	27歳	福島県会津若松市	区域外	新潟県等	
	56-2	24歳	福島県会津若松市	区域外	新潟県等	
	56-3	0歳	福島県会津若松市	区域外	新潟県等	
避難の相当性	<p>56-2, 3は、平成23年3月11日（56-2, 3にとっては、産婦人科から退院して3日目頃。56-3は平成23年2月28日生まれである。）、出産の関係で福島県伊達郡（住所省略）内の56-1の実家にいた。56-1は、56-2, 3が心配となり、地震から3日後くらいに実家に帰った。その後、56-1~3は、2週間程度同所に滞在した後、自宅に戻った。本件事故後、子供の健康のために避難することとし、56-2, 3は平成23年5月16日に新潟県（住所省略）に自家用車で避難した。56-1は、これに同行したが、その後は仕事があるので自宅に戻り、休みの際に新潟県に赴いていた。56-2, 3は、新潟県での受け入れ期限が平成23年7月25日までであったため、会津若松市内の自宅に戻った。その後、札幌市への避難を決意し、平成23年9月15日、56-1~3は自家用車とフェリーで避難元住所から札幌市へ避難した（甲個56の1〔1, 3, 5~7〕）。</p> <p>平成23年8月29日時点における避難元住所近辺における放射線量は毎時0.13マイクロシーベルトであった（乙個56の2の1）。</p> <p>平成23年3月15日の時点で会津若松市の自主避難者数は99人であり、会津若松市の人口に占める自主避難者数の割合は0.1%であり、他方、同日の受入避難者数は242人であった（乙共51〔3〕, 乙共52〔3, 4〕）。</p> <p>平成23年3月20日~同月31日の会津地方の放射線量はおおむね毎時0.12~1.06マイクロシーベルトであり（乙共269）、平成23年4月1日から同月30日の会津地方の放射線量はおおむね毎時0.09~0.4マイクロシーベルトであった（乙共158の1）。</p> <p>平成23年5月の新潟県への避難、同年9月の札幌市への避難は、本件事故当時の居住地と本件原発との距離が約96kmであったこと（乙個56の1）、本件事故直後の避難とまではいえないこと、会津若松市内の避難者数が本件事故直後であっても少ないこと（実際に、平成23年9月初旬までの間に56-1の勤務先従業員50~60人中、会津若松から避難したのは1人であった（56-1本人〔6〕））、会津地方の放射線量が低減していたことに鑑みれば、いずれも本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。なお、平成23年3月に56-1は会津若松市から（住所省略）へ移動しているが、これは、妻子を心配したためであり、（住所省略）のほうが本件原発に近いこと等からすれば、避難であったとは認められない。</p>					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由	原告番号 56-1	原告番号 56-2	原告番号 56-3	
避難交通費	¥128,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
宿泊費	¥36,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
転居費用	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
家財道具費用	¥13,812,700					
食費	¥1,440,000		¥0	¥0	¥0	
住居費	¥1,410,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
気候対応費用	¥718,700		¥0	¥0	¥0	
就労不能損害	¥0		¥0	¥0	¥0	
転職費用	¥37,167	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
二重生活費用	¥4,320,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
通信費	¥720,000		¥0	¥0	¥0	
一時帰宅費用	¥1,722,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
面会費用	¥2,460,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
検査費用	¥0		¥0	¥0	¥0	
その他	¥0		¥0	¥0	¥0	
慰謝料	¥30,000,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	
合計額	¥56,804,567		¥0	¥0	¥0	
既払額			¥143,720	¥120,000	¥720,000	
損害額合計	¥45,000,000		¥-143,720	¥-120,000	¥-720,000	
弁護士費用	¥4,500,000		¥-14,372	¥-12,000	¥-72,000	
認容額			¥-158,092	¥-132,000	¥-792,000	

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
57	57-1	32歳 (家族の避難開始時)	福島県須賀川市	自主避難					
	57-2	33歳 (平成23年3月の避難時)	福島県須賀川市	自主避難	兵庫県等				
	57-3	4歳 (平成23年3月の避難時)	福島県須賀川市	自主避難	兵庫県等				
	57-4	1歳 (平成23年3月の避難時)	福島県須賀川市	自主避難	兵庫県等				
避難の相当性	<p>57-1～4は、本件事故当時福島県須賀川市内の持ち家で4人で暮らしていた。本件事故後、医療関係の仕事をしている親戚から「医療関係者も避難している、小さい子がいるなら早く逃げたほうがいい。」等と助言を受けたため、平成23年3月16日、57-2～4は兵庫県姫路市の親族宅に向けて、栃木県を経由して新幹線等で避難した。57-2～4は、同年4月6日まで姫路市に滞在し、同日同じ経路で自宅に戻った。57-2～4は、夏休みの同年7月25日から同年8月21日までNPOが支援する北海道への保養プログラムに参加した。57-2～4は平成23年8月23日から3泊4日で山梨県に滞在した。同年の年末にも北海道への保養プログラムに参加した（なお、後者のプログラムの実施時期及び参加者は証拠上明らかではない。）。57-2～4は平成24年1月28日、自家用車で自宅を出発し、札幌市へ避難した（甲個57の1〔3, 5～7〕）。</p> <p>自主避難区域である福島県須賀川市から平成23年12月31日までに行われた兵庫県への避難は相当性が認められる。避難継続の相当性が認められるのは同日までである。平成23年7月、同年8月、同年末の各移動は本件事故直後ではなく、その期間、目的等に照らし、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。平成24年1月の避難は、本件事故から約10か月後のもので、また平成23年12月に本件事故の収束宣言がされていたことに鑑みれば、避難の相当性が認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 57-1	原告番号 57-2	原告番号 57-3	原告番号 57-4
避難交通費	¥128,000	上記避難経路に鑑みると、福島県から兵庫県へその他交通機関で移動した場合の交通費（片道4万1000円）として57-2に8万2000円、57-3に4万1000円を認める。57-4は避難当時1歳であったから、交通費を要したとは認められない。				¥0	¥82,000	¥41,000	¥0
宿泊費	¥36,000	兵庫県への避難の際は親族宅に避難したのであって有償宿泊したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	兵庫県への避難は、親族宅へのものであり、またその期間も1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が生じたとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	平成24年1月28日以降札幌市内の雇用促進住宅に居住しているが、当該避難は相当性が認められない。その他の事情を考慮しても、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	57-2は避難前は専業主婦であって、札幌市へ避難した後も子供も小さく、住み慣れない土地で不安も多く、できる限り子供と過ごすために仕事はせず、新たに勤務し始めたのは平成27年4月頃であると認められる（甲個57の1〔3, 9〕）から、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年3月16日から同年4月6日まで57-1と57-2～4が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、2万円を57-1の損害と認める。				¥20,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年3月16日から同年4月6日までの間に一時帰宅したとしようがわかれず、また1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	平成23年3月16日から同年4月6日までの世帯が分離している期間に面会をしたとしようがわかれず、また1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,804,567					¥320,000	¥382,000	¥341,000	¥300,000
既払額						¥1,279,245	¥120,000	¥1,060,000	¥1,060,000
損害額合計	¥60,000,000					¥-959,245	¥262,000	¥-719,000	¥-760,000
弁護士費用	¥6,000,000					¥-95,924	¥26,200	¥-71,900	¥-76,000
認容額						¥-1,055,169	¥288,200	¥-790,900	¥-836,000

番号	原告番号	年齢（平成23年3月の避難時）	避難元住所	地域区分	避難先	備考
58	58-1	29歳	福島県白河市	区域外	埼玉県等	平成24年6月生まれ（甲個58の1〔1〕）
	58-2	29歳	福島県白河市	区域外	埼玉県等	
	58-3	1歳	福島県白河市	区域外	埼玉県等	
	58-4	未出生				
避難の相当性	<p>58-1～3は、本件事故当時、福島県白河市内の持ち家で3人で生活していた。58-1～3は、平成23年3月17日、静岡県伊豆市内の58-2の父のいとこの家を目指し自家用車で出発し、同日は埼玉県に住む親戚宅で一泊し、同月18日に伊豆市に到着した。その後、58-1の勤務先から業務を再開するとの連絡があり、58-1～3は、同月27日に自宅に戻った。58-2、3は、平成23年6月28日から同年8月6日の間、沖縄県国頭郡（住所省略）に滞在した。その後、北海道への避難を決断し、同年9月頃には札幌市内の雇用促進住宅を申し込んだ。同年10月19日、58-2、3は飛行機等で札幌市へ避難した（甲個58の1〔3, 7, 8～12〕）。</p> <p>本件事故当時の住所と本件原発との距離は、約81kmであった（乙個58の1）。</p> <p>平成23年8月29日時点の避難元住所の近隣地点の放射線量は100cmの高さにおいて毎時0.50マイクロシーベルト、平成24年8月18日時点の避難元住居の近隣地点（なお、平成23年8月29日に計測された地点とは別地点である。）の放射線量は100cmの高さにおいて毎時0.53マイクロシーベルトであった（乙個58の2）。</p> <p>白河市内にある県南合同庁舎の一日の放射線量の最大値は、平成23年3月15日には毎時7.56マイクロシーベルトに上がったが、翌16日には毎時4.1マイクロシーベルトとなり、その後減少し続け、同年4月19日には毎時0.67マイクロシーベルトであった（乙共270の2）。</p> <p>平成23年3月17日から同月27日までの避難は、本件事故直後の混乱の中で行われたものであり、1歳と幼い58-3がいたことを踏まえると、本件事故と相当因果関係のある避難であると認められ、避難していた期間、避難継続の相当性が認められる。その際58-4は出生していないから避難したとは認められない。沖縄県への移動は、一度福島県へ戻った後の移動であり、その時期及び滞在期間等からすれば、避難の相当性が認められない。平成23年10月の避難は、本件事故直後の避難とはいえ、避難時期、避難元住所と本件原発との距離、避難元住所近隣を含めた白河市内の放射線量が本件事故後低減していたとかがわかること等に鑑みれば、本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。</p>					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由	原告番号 58-1	原告番号 58-2	原告番号 58-3	原告番号 58-4
避難交通費	¥128,000	58-1～3の3人で福島県白河市から静岡県伊豆市へ自家用車で避難しているから、片道2万2000円、合計4万4000円を58-1に生じた損害と認める。	¥44,000	¥0	¥0	¥0
宿泊費	¥36,000	平成23年3月の避難時には親戚宅で生活していたと認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	静岡県への避難は、親戚宅へのものであり、また、1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が生じたとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					
食費	¥1,440,000		¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700		¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	避難に際し世帯は分離していないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000		¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年3月の避難はわずか1か月にも満たない短期間であるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	避難に際し世帯は分離していないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0		¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	58-1～3に各2万円を認める。	¥20,000	¥20,000	¥20,000	¥0
合計額	¥66,804,567		¥64,000	¥20,000	¥20,000	¥0
既払額			¥1,285,200	¥340,000	¥380,000	¥120,000
損害額合計	¥60,000,000		¥-1,221,200	¥-320,000	¥-360,000	¥-120,000
弁護士費用	¥6,000,000		¥-122,120	¥-32,000	¥-36,000	¥-12,000
認容額			¥-1,343,320	¥-352,000	¥-396,000	¥-132,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
59	59-1	42歳（平成23年6月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等		
	59-2	73歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等		
避難の相当性	59-1は本件事故前は実家の離れで母親である59-2と暮らしていた。平成23年3月14日、59-1は、59-2とともに自家用車で茨城県内の集会所へ避難した。59-1, 2は、翌15日群馬県内でペンションを経営する友人の知人のところへ避難し、同月26日、自宅に戻った。59-1は、平成23年6月12日、新潟港からフェリーで小樽港へ向かい、翌13日に札幌市に避難した。59-1は、平成29年3月にいわき市に帰還した（甲個59の1〔3～8, 10〕）。自主避難区域である福島県いわき市から、本件事故直後に行われた平成23年3月14日から同月26日までの避難は相当性が認められ、また同年12月31日までに行われた札幌市への避難も相当性が認められる。避難継続の相当性が認められるのは同日までである。						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯6）	損害認定の判断理由				原告番号 59-1	原告番号 59-2
避難交通費	¥63,000	避難の際に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、平成23年3月14日から同月26日までの避難に関して、福島県から茨城県へ自家用車で移動した際の交通費として2万2000円（片道1万1000円）を59-1に生じた損害と認める。また、福島県から北海道へその他交通機関で往復した場合の交通費8万2000円を59-1に生じた損害と認める。				¥104,000	¥0
宿泊費	¥24,000	茨城県内、群馬県内で避難中に有償宿泊したとしようがわかれず、また有償宿泊したとの具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係がある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥170,000	「テーブルなど必要な家財道具は好意でいただいたものばかりであり、ほとんど何も買っていません。また、洋服や布団などはいわきから持っていきました」（甲個59の1〔8〕）と陳述しており、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
家財道具費用	¥8,475,000						
食費	¥680,000					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥734,900					¥0	¥0
就労不能損害	¥9,913,125	59-1の平成22年の年収は9万6640円であり、平成23年の年収は6万6627円であると認められる（甲個59の2の1, 2）から、その差額3万0013円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥30,013	¥0
転職費用	¥37,167	59-1は、避難前はIT機器のサポート業の自営業であり、避難後も札幌市内で営業活動を行い、自営業であると認められる（甲個59の1〔4, 8〕）から、就職活動のために費用を要したとは認められず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥0					¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥555,000	平成23年6月12日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として往復で8万2000円を認め、合計16万4000円を59-1に生じた損害と認める。				¥164,000	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥41,362,192					¥598,013	¥300,000
既払額						¥638,132	¥208,320
損害額合計	¥30,000,000					¥-40,119	¥91,680
弁護士費用	¥3,000,000					¥-4,011	¥9,168
認容額						¥-44,130	¥100,848

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
60	60-1	42歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等	60-1, 2の子らは原告ではない。	
	60-2	43歳（平成23年3月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	茨城県等		
避難の相当性	<p>本件事故当時、60-1, 2は60-1, 2の間の2人の子（以下、この表において2人の子を併せて「子ら」という。）と4人で福島県いわき市内で暮らしていた。本件事故が起こり、放射線による身体への影響、特に、子らへの影響を懸念し、平成23年3月15日、60-1, 2は、茨城県内の60-1の妹のところへ自家用車で避難した（このとき、60-1, 2いずれも子らと共に避難したと推認される。）。同年3月末頃、北海道内の60-2の実家に避難することを決意し、60-2は子らとともに北海道へ避難した。60-1は仕事のため、一緒に避難せず、いわき市に戻った（甲個60の1〔2, 3〕）。自主避難区域であるいわき市内から平成23年12月31日までに行われた上記避難はいずれも相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯31）	損害認定の判断理由				原告番号 60-1	原告番号 60-2
避難交通費	¥106,000	上記避難の経路に照らせば、避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県と茨城県を自家用車で往復した場合の交通費2万2000円を60-1に生じた損害と認める。また、福島県から北海道へその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を60-2に生じた損害と認める。				¥22,000	¥41,000
宿泊費	¥0					¥0	¥0
転居費用	¥0	15万円を60-2の損害と認める。				¥0	¥150,000
家財道具費用	¥14,085,000						
食費	¥1,380,000					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	就労不能損害が生じたことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥37,167	避難前後の稼働状況、転職活動の有無について何ら具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	平成23年3月末から同年12月31日までの約9か月間、60-1と60-2が別居し、世帯が分離して生活していたから、生活費が増加したものと認められ、1月当たり2万円、合計18万円を60-2に生じた損害と認める。				¥0	¥180,000
通信費	¥690,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	いわき市と北海道との二重生活の間に60-1が60-2及び子らと会えたのは2回だけであり（甲個60の1〔4〕）、その際移動していたのは60-1であることがわかる。このほか、60-2が一時帰宅したことをうかがわせる証拠はなく、一時帰宅をしたこと及びそれに要した費用について具体的な主張立証がないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
面会費用	¥820,000	いわき市と北海道との二重生活は1年間であったが、その間に60-1と子らとが会えたのは2回だけであった（甲個60の1〔4〕）から、60-1と子らが分離していた平成23年3月末から同年12月末までの間の面会は2回を上回ることはない認められる。そして、1回の面会に要する交通費として8万2000円を60-1に生じた損害と認める。				¥164,000	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張する面会交通費を世帯番号60が支出したとは証拠上認定できない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥46,924,700					¥486,000	¥671,000
既払額						¥120,000	¥120,000
損害額合計	¥30,000,000					¥366,000	¥551,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥36,600	¥55,100
認容額						¥402,600	¥606,100

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
62	62-1	46歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	北海道恵庭市					
	62-2	40歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	北海道恵庭市					
	62-3	13歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	北海道恵庭市					
	62-4	11歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	北海道恵庭市					
	62-5	8歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	北海道恵庭市					
避難の相当性	62-1～5は、避難前は、5人で福島県郡山市内で生活していた。本件事故後、放射能の影響による子供たちへの被害を懸念し、北海道への避難を決意した。平成23年7月25日から同年8月14日、62-3～5は北海道(住所省略)での集団保養プログラムに参加した。同年8月8日、62-1は自家用車とフェリーで福島県郡山市から北海道恵庭市まで避難した。同月9日、62-2は飛行機と鉄道で福島県郡山市から北海道恵庭市へ避難した。同月12日、62-1、2は北海道(住所省略)に62-3～5を迎えに行き、そこで1泊し、同月14日から62-1～5の5人で北海道恵庭市に避難した(甲個62の1[1, 7])。自主避難区域である福島県郡山市内から平成23年12月31日までに行われた上記避難は相当であって、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。なお、62-3～5の集団保養プログラムへの参加は、その時期、目的等に照らし、避難であるとは認められない。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯52)	損害認定の判断理由				原告番号 62-1	原告番号 62-2	原告番号 62-3	原告番号 62-4	原告番号 62-5
避難交通費	¥104,000	避難の際に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県と北海道をその他交通機関で移動した場合の交通費を損害と認める。よって、避難交通費として、62-1～3には各4万1000円を、避難時に3歳以上11歳以下である62-4、5には各2万0500円をそれぞれ認める。				¥41,000	¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥24,000	平成23年8月12日に有償宿泊したと認められるから、62-1～3に各1万円、62-4、5に各5000円をそれぞれ宿泊費として認める。				¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥5,000	¥5,000
転居費用	¥150,000	30万円を62-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥12,498,700									
食費	¥1,050,000									
住居費	¥1,763,000	避難後は当初は北海道恵庭市内の一軒家を賃借し、その際自費で賃料を支払い、平成23年11月以降は借上げ住宅として扱ってもらえることとなり、賃料は支払わなくて済むようになったと認められる(甲個62の1[7])が、平成23年8月から10月分の賃料について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥638,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥13,874,602	62-1の平成22年の年収は63万4816円、平成23年の年収は43万9790円である(甲個62の2の1, 2)と認められるから、その差額19万5026円を損害と認める。				¥195,026	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	避難前は、62-1は個人事業を営み、制作販売を担当し、62-2が当該事業の経理を担当していたところ、避難後も個人で事業を営んでいるのであるから(甲個62の1[4, 8])、62-1、2ともに避難に伴い就職活動をしたとはうかがわれず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥60,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥700,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥388,000	平成23年8月の各避難日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であるから、1回の一時帰宅に要する費用として62-1～3に各8万2000円、62-4、5に各4万1000円をそれぞれ認める。				¥82,000	¥82,000	¥82,000	¥41,000	¥41,000
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥24,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥2,480,000	代表世帯52が主張する札幌市で美容室を開業するために要した費用等を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥83,792,169					¥928,026	¥433,000	¥433,000	¥366,500	¥366,500
既払額						¥1,496,143	¥120,000	¥1,260,000	¥1,260,000	¥1,260,000
損害額合計	¥75,000,000					¥-568,117	¥313,000	¥-827,000	¥-893,500	¥-893,500
弁護士費用	¥7,500,000					¥-56,811	¥31,300	¥-82,700	¥-89,350	¥-89,350
認容額						¥-624,928	¥344,300	¥-909,700	¥-982,850	¥-982,850

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考				
66	66-1	38歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	66-2	32歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	66-3	4歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	66-4	3歳 (避難開始時)	福島県郡山市	自主避難	札幌市					
	66-5	未出生				平成25年1月生まれ (甲個66の1 [1])				
避難の相当性	本件事故当時、66-1~4は福島県郡山市内の賃貸住宅で4人で暮らしていた。本件事故後、居住地域の放射線量の高さから子供への影響を懸念し、札幌市への避難を決意した。平成23年7月29日、66-1~4は郡山市内の自宅を出発し、仙台市を經由して、自家用車とフェリーで札幌市まで避難した (甲個66の1 [3, 5])。自主避難区域である福島県郡山市から平成23年12月31日以前である同年7月に避難しているから、66-1~4の上記避難は相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。なお、66-5は避難後出生しており、避難を観念できず、また66-5に本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。									
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 66-1	原告番号 66-2	原告番号 66-3	原告番号 66-4	原告番号 66-5
避難交通費	¥136,000	福島県郡山市から札幌市への避難に要した交通費として、66-1, 2には各4万1000円を、66-3, 4には各2万0500円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥41,000	¥41,000	¥20,500	¥20,500	¥0
宿泊費	¥48,000	66-1~4は、平成23年7月29日、仙台市内のホテルに1泊し、4人1部屋で約2万円を要したと認められるから (甲個66の1 [5])、2万円を66-1に生じた損害と認める。				¥20,000	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を66-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800									
食費	¥1,095,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	66-1の平成22年の年収は485万6000円、平成23年の年収は321万6500円であると認められる (甲個66の2の1, 2) から、その差額163万9500円を66-1に生じた損害と認める。66-2の平成23年の年収は53万4990円である (甲個66の3の1) が、平成22年の年収を証拠上認定することはできないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥1,639,500	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	66-1, 2は避難前それぞれ働いていたが、避難に際し退職したこと、66-1は札幌市への避難後就職活動を行ったことが認められる。よって、転職費用として、66-1に1万円を認める。一方、66-2は、避難後アルバイトをしようと考えたが、66-3, 4が札幌市では保育園の空きがなく幼稚園に転入したため、働く時間を作ることができなかったというのであり、転職活動を行ったとは認められない (甲個66の1 [3, 6, 7])。				¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯が分離していないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	平成30年3月の時点において、平成26年3月に家族全員で帰省したが、家族5人で帰省するのは旅費がかかるため、一度しか帰省できていない (甲個66の1 [6]) というのであって、避難継続の相当性が認められる平成23年7月から同年12月の間に一時帰宅したとは認められない。よって、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	避難前後を通じて世帯が分離していないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥50,000,000	66-1~4に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥80,289,725					¥2,310,500	¥341,000	¥320,500	¥320,500	¥0
既払額						¥2,575,014	¥1,341,458	¥740,000	¥740,000	¥180,000
損害額合計	¥75,000,000					¥-264,514	¥-1,000,458	¥-419,500	¥-419,500	¥-180,000
弁護士費用	¥7,500,000					¥-26,451	¥-100,045	¥-41,950	¥-41,950	¥-18,000
認容額						¥-290,965	¥-1,100,503	¥-461,450	¥-461,450	¥-198,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
67	67-1	37歳 (平成23年5月の避難時)	福島市	自主避難	横浜市等	67-1, 2の子らは原告ではない。	
	67-2	38歳 (平成23年5月の避難時)	福島市	自主避難	横浜市等		
避難の相当性	<p>本件事故当時、67-1, 2は67-1, 2の二人の子（以下、この表において二人の子を併せて「子ら」という。）と共に、福島市内の持ち家に居住していた。本件事故を知り、本件事故による影響を懸念し、避難を決意した。①平成23年3月17日、67-1, 2は子らと共に、自宅から宇都宮市までは自家用車で、宇都宮市からは新幹線を利用して横浜市内の67-2の姉宅へ避難した（以下、この表において「①の避難」という。）。67-1, 2, 子らは同年4月3日に自宅に戻った。②同年5月31日、67-1, 2, 子らは自家用車で青森県まで移動し、青森県から函館市へはフェリーを利用し、同日は函館市内のホテルで一泊し、翌6月1日に札幌市へ避難した（以下、この表において「②の避難」という。）（甲個67の1 [3, 6~8]）。</p> <p>自主避難区域である福島市から①の避難は本件事故直後に開始され、②の避難は平成23年12月31日までに開始されているから、いずれの避難も相当性が認められる。②の避難の避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 67-1	原告番号 67-2
避難交通費	¥136,000	①の避難について、福島県から神奈川県まで新幹線等を利用して避難しているから、本件事故と相当因果関係のある避難交通費として3万円（片道1万5000円）を67-1, 2それぞれに認める。②の避難について、福島県から北海道までその他交通機関で移動した場合に要する4万1000円を、本件事故と相当因果関係のある避難交通費として67-1, 2それぞれに認める。				¥71,000	¥71,000
宿泊費	¥48,000	平成23年5月31日は函館市内のホテルに宿泊し、家族4人で1万円はかかった（甲個67の1 [8]）というのであるから、67-1に生じた損害として1万円を認める。				¥10,000	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を67-1の損害と認める。				¥300,000	¥0
家財道具費用	¥11,366,800						
食費	¥1,095,000					¥0	¥0
住居費	¥0	札幌市で居住した住宅は無償であった（甲個67の1 [8]）と認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	67-1の平成22年の年収は313万8280円、平成23年の年収は61万6514円であると認められる（甲個67の2の1, 2）が、67-1は本件事故当時無職であったというのであるから、その差額全てを本件事故と相当因果関係のある損害と認めることは相当ではない。そこで、67-1に関する上記事情からすれば、平成23年3月から同年12月までの約10か月間、避難前の収入の2割に相当する52万3046円（313万8280円÷12×0.2×10）の損害が生じたと認める。67-2の平成22年の年収は23万6051円、平成23年の年収は8万0370円であると認められるから（甲個67の3の1, 2）、その差額15万5681円を67-2の損害と認める。				¥523,046	¥155,681
転職費用	¥37,167	本件事故当時、67-1は就職活動中であったが、避難後に苫小牧市で勤務を開始しており、転職費用を要したと認められ、1万円を67-1に生じた損害と認める。本件事故当時、67-2はパート勤務をしていたが、避難後は無職であるから、転職費用を要したとは認められない（甲個67の1 [5, 9]）。				¥10,000	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	①の避難は、1か月にも満たない短期間であり、またその間に一時帰宅したとはうかがわれない。平成23年5月31日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として各8万2000円を認める。				¥164,000	¥164,000
面会費用	¥52,000	避難前後を通じて世帯分離が生じていないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥50,289,725					¥1,378,046	¥690,681
既払額						¥648,835	¥442,610
損害額合計	¥30,000,000					¥729,211	¥248,071
弁護士費用	¥3,000,000					¥72,921	¥24,807
認容額						¥802,132	¥272,878

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
68	68-1	36歳（家族の避難開始時）	福島県郡山市	自主避難					
	68-2	41歳（平成23年3月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
	68-3	6歳（平成23年3月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
	68-4	2歳（平成23年3月の避難時）	福島県郡山市	自主避難	札幌市				
避難の相当性	68-1～4は、本件事故当時、福島県郡山市内の持ち家で4人で生活していた。平成23年3月11日、地震で自宅の電気も水道も止まった状態であり、68-2～4は福島県田村市内の68-1の実家に避難したが、水道が復旧したため同月13日自宅に戻った。同月14日、68-2は本件事故は「命にかかわる危険なことだ」と思い、子供たちを避難させなければと思い、避難を決意した。平成23年3月15日、68-2～4は札幌市内の68-2の実家に避難するため、自家用車でまず新潟港へ向かい、同日は新潟県内のホテルに1泊した。翌16日フェリーで小樽市まで向かい、その後自家用車で札幌市まで避難した。68-2は、68-3を入学式には出席させてあげたいと思い、同年4月7日、郡山市内の自宅に戻ったが、同月11日車で札幌市まで戻り、その後も68-2の実家で68-2～4は生活している（甲個68の1[3, 5～8]）。 自主避難区域である福島県郡山市から本件事故直後に避難しているから、避難は相当であり、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯）	損害認定の判断理由				原告番号 68-1	原告番号 68-2	原告番号 68-3	原告番号 68-4
避難交通費	¥128,000	避難の際に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県内をその他交通機関で往復する際の費用（大人1人1万円）及び福島県から北海道へその他交通機関で移動した費用（大人1人4万1000円）を68-2に認め、その半額を68-3に認める。68-4は避難時2歳以下であるから、避難交通費を要したとは認められない。				¥0	¥51,000	¥25,500	¥0
宿泊費	¥36,000	平成23年3月15日新潟県内で有償宿泊したと認められるから、宿泊費として、68-2に1万円、68-3に5000円を認める。68-4は2歳以下であったから、宿泊費を要したとは認められない。				¥0	¥10,000	¥5,000	¥0
転居費用	¥0	30万円を68-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥13,812,700								
食費	¥1,440,000	避難後は68-2の実家に居住しており、住居費を支出したと主張がわかれず、また住居費を支出したことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000								
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	68-1は避難しておらず、転職もしていない。68-2は本件事故当時は専業主婦であり、パートとして働き始めたのは平成24年5月頃である（甲個68の1[5, 11]）。以上によれば、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年3月15日から同年4月7日の約1か月と、同月11日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの約9か月間、68-1と68-2～4が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められる。そして、68-2～4が札幌市に避難中は、68-2の実家に滞在し、1か月当たり3万円を支払っているところ（68-2本人[21]）、その額には滞在に対する謝礼も含まれていると推測されることや滞在人数等を勘案すると、月3万円は相当な額であると認められる。そこで、1か月当たり3万円、合計30万円を68-2に生じた損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年3月15日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として68-2に8万2000円、68-3に4万1000円を認める。68-4は避難開始時2歳以下であるから、一時帰宅費用を要したとは認められない。				¥0	¥164,000	¥82,000	¥0
面会費用	¥2,460,000	68-1は、①平成23年5月1日、福島県から北海道に移動して68-3, 4と面会したこと、②平成23年5月27日に福島県から北海道に移動して68-3, 4と面会したこと、③平成23年9月17日に福島県から北海道に移動して68-3, 4と面会したこと、④平成23年12月29日に福島県から北海道に移動して68-3, 4と面会したことが認められる（弁論の全趣旨）。上記①～④の面会はいずれも相当性が認められるから、その交通費については①～④のいずれについても1回当たり8万2000円の限度で68-1に生じた本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。平成24年1月以降の面会費用については、避難継続の相当性が認められる期間経過後のものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。				¥328,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,804,567					¥628,000	¥1,125,000	¥412,500	¥300,000
既払額						¥120,000	¥2,530,200	¥1,482,000	¥1,482,000
損害額合計	¥60,000,000					¥508,000	¥-1,405,200	¥-1,069,500	¥-1,182,000
弁護士費用	¥6,000,000					¥50,800	¥-140,520	¥-106,950	¥-118,200
認容額						¥558,800	¥-1,545,720	¥-1,176,450	¥-1,300,200

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
69	69-1	31歳 (家族の平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難				
	69-2	32歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	茨城県等			
	69-3	7歳 (平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	茨城県等			
避難の相当性	69-1～3は、本件事故当時、福島市内の市営住宅に3人で暮らしていた。本件事故を知り、放射線による健康被害について不安に思った。69-2、3は平成23年3月18日、69-2の姉が勤めている会社が出してくれたバスに乗って茨城県古河市へ行ったが、学校が始まる前に69-3の転校の手続を行うため、同月29日、同バスで自宅に戻った。同年6月14日、69-2、3は自家用車及びフェリーで札幌市へ避難した。同月18日に団地に入居し、団地に入居するまでの間は無償で提供されたホテルに宿泊していた (甲個69の1 [3, 7, 8])。茨城県への避難は本件事故直後に行われており、札幌市への避難は平成23年12月31日以前に行われている。そして、避難元住所は自主避難区域である福島市であるから、いずれの避難も相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 69-1	原告番号 69-2	原告番号 69-3
避難交通費	¥128,000	避難の際に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から北海道までその他交通機関で移動した場合の交通費4万1000円を69-2に、2万0500円を69-3に認める。なお、茨城県への避難の際は無料でバスを利用したというのであって、避難交通費を要したとは認められない。				¥0	¥41,000	¥20,500
宿泊費	¥36,000	茨城県内で有償宿泊したとしようがわかれず、宿泊費を要したとは認められない。札幌市内では無償で提供されたホテルに宿泊したが、ホテルの駐車場は有料で1000円かかったというのであるから (甲個69の1 [8, 9])、本件事故と相当因果関係のある損害として69-2に1000円を認める。				¥0	¥1,000	¥0
転居費用	¥0	30万円を69-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0
家財道具費用	¥13,812,700					¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	69-2、3は、避難前は市営住宅に居住し、札幌市へ避難後は雇用促進住宅に居住している (甲個69の1 [3, 9]) が、避難前後いずれについても住居費を要したこと及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	69-1は避難しておらず、本件事故前後を通じて転職していない。69-2は避難前は専業主婦であり、避難後も就職したとしようがわかれず、転職費用を支出したことについて具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年3月18日から同月29日までは1か月にも満たない短期間であって、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。同年6月14日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの約7か月間、69-1と69-2、3が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計14万円を69-1に生じた損害と認める。				¥140,000	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年3月の避難は1か月にも満たない短期間であり、また一時帰宅したとしようがわれない。同年6月14日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として、69-2に8万2000円、69-3に4万1000円を認める。				¥0	¥164,000	¥82,000
面会費用	¥2,460,000	69-1と69-3が別居している平成23年6月15日から同年12月31日までの間に相当性が認められる面会回数は4回であり、1回の面会に要する費用として69-1に8万2000円を認める。				¥328,000	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥56,804,567					¥768,000	¥806,000	¥402,500
既払額						¥1,715,830	¥80,000	¥820,000
損害額合計	¥45,000,000					¥-947,830	¥726,000	¥-417,500
弁護士費用	¥4,500,000					¥-94,783	¥72,600	¥-41,750
認容額						¥-1,042,613	¥798,600	¥-459,250

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
70	70-1	33歳(避難開始時)	福島県石川郡(住所省略)	自主避難	北海道網走市	元夫は原告ではない。			
	70-2	5歳(避難開始時)	福島県石川郡(住所省略)	自主避難	北海道網走市				
	70-3	2歳(避難開始時)	福島県石川郡(住所省略)	自主避難	北海道網走市				
	70-4	未出生				平成25年4月生まれ(甲個70の1〔1〕)			
避難の相当性	本件事故当時、70-1～3は、70-1の当時の夫(以下、この表において「元夫」という。)も含めた3世代8人で福島県石川郡(住所省略)内で生活していた。70-1は本件事故を知り、放射性物質による汚染に恐ろしさを感じ、避難を決意した。70-1～3は、平成23年6月1日、自宅から北海道網走市に飛行機等で避難した。元夫は、福島県内に残った。なお、70-1と元夫は、平成25年8月に離婚した(甲個70の1〔3, 4, 6, 7〕)。自主避難区域である福島県石川郡(住所省略)から、平成23年12月31日以前に避難しているから、70-1～3の避難は相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。なお、70-4は避難時出生しておらず、避難をしたとは認められず、また本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。								
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯68)	損害認定の判断理由				原告番号 70-1	原告番号 70-2	原告番号 70-3	原告番号 70-4
避難交通費	¥128,000	福島県から北海道までの避難交通費として、70-1に4万1000円、避難当時5歳であった70-2に2万0500円を認める。避難当時2歳以下であった70-3は避難交通費を要したとは認められない。				¥41,000	¥20,500	¥0	¥0
宿泊費	¥36,000	避難に当たり有償宿泊したとわかれず、また有償宿泊したこと及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0								
家財道具費用	¥13,812,700	避難に際し、子供らのおもちゃと必要最低限の衣類以外は全て網走市のほうで準備してもらったのであるから(甲個70の1〔6〕)、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000					¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	70-1～3は、避難後市営住宅で居住したが(甲個70の1〔6, 8〕)、市営住宅で住居費を支出したこと及びその額についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700					¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	避難前後を通じて70-1の就労状況が明らかではなく、就職活動をしたとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年6月1日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの約7か月間、70-1～3と元夫が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計14万円を70-1に生じた損害と認める。				¥140,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥720,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成23年6月1日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの約7か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として70-1に8万2000円、70-2に4万1000円を認める。				¥164,000	¥82,000	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	70-2, 3と元夫が別居していた平成23年6月1日から同年12月31日までの間に元夫は年に2回程度避難先の北海道まで会いに来ていたと認められる(甲個70の1〔7〕)が、そのために要した交通費は元夫が支出したことがわかれ、その他70-1が支出したと認定できる証拠はないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	70-1～3に各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥66,804,567					¥645,000	¥402,500	¥300,000	¥0
既払額						¥396,800	¥720,000	¥720,000	¥0
損害額合計	¥60,000,000					¥248,200	¥-317,500	¥-420,000	¥0
弁護士費用	¥6,000,000					¥24,820	¥-31,750	¥-42,000	¥0
認容額						¥273,020	¥-349,250	¥-462,000	¥0

番号	原告番号	年齢(平成23年3月の避難時)	避難元住所	地域区分	避難先	備考					
71	71-1	31歳	福島県郡山市	自主避難	富山市等						
	71-2	28歳	福島県郡山市	自主避難	富山市等						
	71-3	7歳	福島県郡山市	自主避難	富山市等						
	71-4	6歳	福島県郡山市	自主避難	富山市等						
	71-5	3歳	福島県郡山市	自主避難	富山市等						
	71-6	21歳	福島県郡山市	自主避難	富山市等						
避難の相当性	71-1~6は、本件事故当時、71-2の両親、71-2の祖母、71-2の叔母とともに10人で福島県郡山市内のアパートで生活していた。平成23年3月12日に本件事故を知り、放射線による健康被害を懸念し、ぜんそくやアレルギーなどもあり、決して体の強くない子供たちを守るために避難することを決意した。当時は、ガソリンの確保が難しかったため、まずは71-1~5が同月15日、車で富山市の(省略)寺に避難した。(省略)寺までの道中、富山市内の公民会館で一泊した。翌16日、71-1がガソリンを調達して、福島県に戻り、71-2の父親の車と2台に分かれて、71-6、71-2の両親、71-2の祖母、71-2の叔母は富山市の(省略)寺に避難した。富山市で避難中、幼い子供たちの健康と安全を第一に考えて、福島県からできるだけ離れるべきであるとして、函館市への避難を決意した。そして、71-1~6、71-2の両親、71-2の祖母、71-2の叔母の10人は、同月31日、函館市へ避難した(甲個71の1[4, 9~12])。平成23年3月15日以降の上記避難は、自主避難区域である福島県郡山市内から平成23年12月31日以前に行われたものであるから、相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。										
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯79)	損害認定の判断理由				原告番号 71-1	原告番号 71-2	原告番号 71-3	原告番号 71-4	原告番号 71-5	原告番号 71-6
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、平成23年3月15日又は同月16日に福島県から富山県まで自家用車で移動した場合の費用(1万8000円)を71-1及び6にそれぞれ認める。そして、富山県から北海道へその他交通機関で移動した場合の費用として、各4万2000円を71-1, 2, 6に、各2万1000円を71-3~5にそれぞれ認める。				¥60,000	¥42,000	¥21,000	¥21,000	¥21,000	¥60,000
宿泊費	¥48,000	富山市内では公民会館や寺に宿泊したのであって、宿泊費を支出したとしようがわからない。また、宿泊費について具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を71-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800										
食費	¥1,095,000										
住居費	¥0										
気候対応費用	¥798,700										
就労不能損害	¥12,353,538	71-2の平成22年の年収は238万2696円、平成23年の年収は94万7600円であると認められる(甲個71の2の1, 2)から、その差額143万5096円を71-2の損害と認める。その他の原告については、就労不能損害についての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥1,435,096	¥0	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	本件事故当時、71-1は、平成23年2月頃からトラックの運転手に転職したばかり、71-2は医療事務の正社員、71-6は会社勤めであった。避難に際し、71-1は平成23年3月26日付けで退職し、同年7月4日から再就職し、71-2は同年3月31日付けで退職し、同年8月18日から函館市内で派遣社員として働き始めた(甲個71の1[7, 18])。そのため、71-1, 2それぞれに対し、本件事故と相当因果関係のある損害として各1万円を認める。71-6は本件事故当時勤務していた会社系列の函館市内の施設に転勤扱いで勤務した(甲個71の1[18])のであって、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥10,000	¥10,000	¥0	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯が分離していないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	平成23年3月15日又は同月16日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は3回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として71-1, 2, 6には各8万2000円、71-3~5には各4万1000円を認める。				¥246,000	¥246,000	¥123,000	¥123,000	¥123,000	¥246,000
面会費用	¥52,000	避難前後を通じて世帯が分離していないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥60,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000

合計額	¥90,289,725		¥916,000	¥2,033,096	¥444,000	¥444,000	¥444,000	¥606,000
既払額			¥2,182,790	¥1,212,134	¥620,000	¥620,000	¥620,000	¥80,000
損害額合計	¥90,000,000		¥-1,266,790	¥820,962	¥-176,000	¥-176,000	¥-176,000	¥526,000
弁護士費用	¥9,000,000		¥-126,679	¥82,096	¥-17,600	¥-17,600	¥-17,600	¥52,600
認容額			¥-1,393,469	¥903,058	¥-193,600	¥-193,600	¥-193,600	¥578,600

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
72	72-1	70歳（避難開始時）	福島市	自主避難	札幌市		
	72-2	81歳（避難開始時）	福島市	自主避難	札幌市	平成30年3月に死亡し72-1, 3, 4が承継（相続分は、72-1が2分の1, 72-3, 4が各4分の1）。	
避難の相当性	<p>本件事故当時、72-1, 2は、福島市内に2人で生活していた。72-1, 2は、平成24年6月25日、自家用車とフェリーで札幌へ避難した。避難を開始した時期が本件事故から1年3か月程度経過した平成24年6月であること、平成23年12月16日に原災本部がステップ2の目標達成と完了を確認し、本件事故そのものは収束に至ったことが確認されていたこと（乙共20, 21）、避難前の住所地から本件原発までの距離は約62.5kmであったこと（乙個72の1）、72-1, 2の近所に住んでいた72-1の弟や同じく福島市内に居住していた妹、福島市内に居住する72-1の友人らも避難しておらず、72-1もそれを認識していたこと（72-1本人〔12, 13〕）等からすれば、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯）	損害認定の判断理由				原告番号 72-1	原告番号 72-2
避難交通費	¥65,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
宿泊費	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転居費用	¥262,910	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
家財道具費用	¥8,149,500						
食費	¥0					¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0
気候対応費用	¥525,750					¥0	¥0
就労不能損害	¥1,308,225	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
転職費用	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
二重生活費用	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
通信費	¥580,000					¥0	¥0
一時帰宅費用	¥460,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0
その他	¥1,678,895	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0
慰謝料	¥20,000,000	各30万円を損害と認める。				¥300,000	¥300,000
合計額	¥33,030,280					¥300,000	¥300,000
既払額						¥120,000	¥120,000
損害額合計	¥30,000,000					¥180,000	¥180,000
弁護士費用	¥3,000,000					¥18,000	¥18,000
認容額						¥198,000	¥198,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
73	73-1	39歳 (家族の避難開始時)	福島市	自主避難				
	73-2	43歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市			
	73-3	7歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市			
	73-4	4歳 (避難開始時)	福島市	自主避難	札幌市			
避難の相当性	本件事故当時、73-1~4は福島市内の持ち家で4人で生活していた。本件事故が発生し、放射線被害を懸念して避難を決意した。73-2~4は、平成23年7月21日、札幌市へ避難した。翌日から同月24日まではホテルに無料で宿泊し、その後札幌市内の雇用促進住宅で生活している (甲個73の1 [3, 8, 9])。自主避難区域である福島市から、73-2~4は平成23年12月31日以前に避難しているから、避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯31)	損害認定の判断理由			原告番号 73-1	原告番号 73-2	原告番号 73-3	原告番号 73-4
避難交通費	¥106,000	平成23年7月に福島県から北海道まで避難しているから、避難交通費として、73-2に4万1000円、73-3, 4に各2万0500円を認める。			¥0	¥41,000	¥20,500	¥20,500
宿泊費	¥0				¥0	¥0	¥0	¥0
転居費用	¥0	30万円を73-2の損害と認める。			¥0	¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥14,085,000				¥0	¥0	¥0	¥0
食費	¥1,380,000				¥0	¥0	¥0	¥0
住居費	¥0				¥0	¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥2,979,250				¥0	¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥2,919,283	73-2の平成22年の年収は89万0660円、平成23年の年収は58万6320円と認められるから (甲個73の2の1, 2), その差額30万4340円を本件事故と相当因果関係のある就労不能損害であると認める。			¥0	¥304,340	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	73-2は避難前は契約社員として勤務していたが、避難したため契約更新できず、避難後転職活動を行ったと認められる (甲個73の1 [6, 7, 10])。そのため、転職費用として1万円を損害と認める。			¥0	¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥2,760,000	平成23年7月21日から避難継続の相当性が認められる同年12月31日まで約5か月間73-1と73-2~4が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計10万円を73-2に生じた損害と認める。			¥0	¥100,000	¥0	¥0
通信費	¥690,000				¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥574,000	平成23年7月21日から同年12月31日までの約5か月間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として、73-2に8万2000円、73-3, 4に各4万1000円を認める。			¥0	¥82,000	¥41,000	¥41,000
面会費用	¥820,000	世帯が分離している約5か月間に相当性が認められる面会回数は4回であり、1回の面会に8万2000円、合計32万8000円を73-1に生じた損害と認める。			¥328,000	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0				¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張する面会交通費を支出したとは認められない。			¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	各30万円を損害と認める。			¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥66,924,700				¥628,000	¥1,137,340	¥361,500	¥361,500
既払額					¥120,000	¥2,649,354	¥1,500,000	¥1,500,000
損害額合計	¥60,000,000				¥508,000	¥-1,512,014	¥-1,138,500	¥-1,138,500
弁護士費用	¥6,000,000				¥50,800	¥-151,201	¥-113,850	¥-113,850
認容額					¥558,800	¥-1,663,215	¥-1,252,350	¥-1,252,350

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
74	74-1	47歳（平成23年5月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市	平成29年2月に死亡し、74-2が承継
避難の相当性	74-1は、本件事故当時、福島県いわき市内で一人暮らしをしていた。本件事故を知り、生きていくために致し方なく避難を決意した。平成23年4月に準備と下見を兼ねて1か月ほど札幌市のホテルに滞在した。そして、平成23年5月末自宅から飛行機で札幌市に避難した（甲個74の1〔2～4〕）。自主避難区域である福島県いわき市から平成23年12月31日までに避難しているから、平成23年5月の避難は避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同年12月31日までである。なお、平成23年4月の滞在は、その目的等からして本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯72）	損害認定の判断理由				原告番号 74-1
避難交通費	¥65,000	福島県から北海道まで飛行機で避難しているから、4万1000円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥41,000
宿泊費	¥0					¥0
転居費用	¥262,910	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥8,149,500					
食費	¥0					¥0
住居費	¥0					¥0
気候対応費用	¥525,750					¥0
就労不能損害	¥1,308,225	74-1は、本件事故当時は、定職はなかったがインターネットで商品売って月に20万円程度の収入があった、ただし、確定申告はしていないと陳述しているが（甲個74の1〔2〕）、その他就労不能損害が生じたことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
転職費用	¥0					¥0
二重生活費用	¥0					¥0
通信費	¥580,000					¥0
一時帰宅費用	¥460,000	平成23年5月末から避難継続の相当性が認められる同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として8万2000円を認める。				¥164,000
面会費用	¥0					¥0
検査費用	¥0					¥0
その他	¥1,678,895	代表世帯72が主張するその他移動費用、引越費用等を支出したとは認められない。				¥0
慰謝料	¥10,000,000	30万円を損害と認める。				¥300,000
合計額	¥23,030,280					¥655,000
既払額						¥120,000
損害額合計	¥15,000,000					¥535,000
弁護士費用	¥1,500,000					¥53,500
認容額						¥588,500

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考		
75	75-1	38歳(平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	仙台市等			
	75-2	33歳(平成23年6月の避難時)	福島市	自主避難	仙台市等			
	75-3	未出生				平成23年9月生まれ(甲個75の1[1])		
避難の相当性	<p>本件事故当時、75-1, 2は福島市内の賃貸アパートで二人で暮らしていた。当時、75-2は75-3を妊娠していた。75-2は、本件事故後、健康被害、特に胎児への健康被害を懸念し、避難を決意した。75-1, 2は、平成23年3月15日、高速バスを利用して福島市の自宅から仙台市内の75-1の実家に避難した。その後、自治体の支援が受けられる新潟県へ避難することとし、75-1, 2は同月23日、車で新潟市に避難した。そして、無料で利用できるペンションを利用するため、同月24日からは新潟県(住所省略)のペンションに避難した。その後、同年6月11日、車とフェリーで釧路市まで避難した(甲個75の1[3, 6, 8])。</p> <p>自主避難区域である福島市から、平成23年12月31日以前に行われた上記避難はいずれも避難の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。75-3は上記避難終了後の平成23年9月に生まれているから、避難をしたとは認められない。75-3には本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。</p>							
損害項目	原告の主張する額 (代表世帯6)	損害認定の判断理由				原告番号 75-1	原告番号 75-2	原告番号 75-3
避難交通費	¥63,000	上記避難経路からすれば、交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、福島県から新潟県まで(2万3000円)、及び新潟県から北海道まで(4万2000円)をその他交通機関で移動した場合の交通費を、75-1, 2それぞれに生じた損害と認める。				¥65,000	¥65,000	¥0
宿泊費	¥24,000	75-1, 2は、平成23年3月23日には新潟市内の民宿に1万円の費用で宿泊し、新潟県(住所省略)のペンションでは無償で宿泊していたと認められる(甲個75の1[6])。そこで、本件事故と相当因果関係のある宿泊費として75-2に1万円を認める。				¥0	¥10,000	¥0
転居費用	¥170,000	30万円を75-2の損害と認める。				¥0	¥300,000	¥0
家財道具費用	¥8,475,000							
食費	¥680,000					¥0	¥0	¥0
住居費	¥0					¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥734,900					¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥9,913,125	就労不能損害が生じたことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	本件事故当時、75-1は無職であった。75-2はプロの雀士として、雀荘で客と麻雀をすること等で日払いで働いていた。平成23年4月以降は75-1がアルバイト勤務を開始した。75-2は平成29年2月時点においては会社で働いている(甲個75の1[3, 5, 6])。以上の事実によれば、75-1は避難後就職活動のために費用を要したと認められる。75-2については、就職活動を行った時期及び再就職を開始した時期等が明らかでないことからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥0					¥0	¥0	¥0
通信費	¥690,000					¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥555,000	避難継続の相当性が認められる平成23年3月15日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は3回であり、1回の一時帰宅に要する交通費として75-1, 2に各8万2000円を認める。				¥246,000	¥246,000	¥0
面会費用	¥0					¥0	¥0	¥0
検査費用	¥20,000	検査を受けたこと及びその費用の具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係を有する損害が発生したと認めることはできない。				¥0	¥0	¥0
その他	¥0					¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	75-1, 2に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥51,362,192					¥621,000	¥921,000	¥0
既払額						¥80,000	¥2,277,007	¥680,000
損害額合計	¥45,000,000					¥541,000	¥-1,356,007	¥-680,000
弁護士費用	¥4,500,000					¥54,100	¥-135,600	¥-68,000
認容額						¥595,100	¥-1,491,607	¥-748,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
76	76-1	40歳（平成24年7月の避難時）	福島市	自主避難	札幌市		
	76-2	39歳（平成23年7月の避難時）	福島市	自主避難	札幌市		
	76-3	7歳（平成23年7月の避難時）	福島市	自主避難	札幌市		
避難の相当性	76-1～3は、本件事故当時、福島市内の持ち家に3人で暮らしていた。本件事故後、放射線による健康被害を不安に思っていたところ、平成23年5月頃、76-3の尿検査の結果、身体からセシウムが検出され、その数値が一緒に検査を受けた子供たちの中で一番高かったことを知り、避難を決意した。①平成23年5月4日～7日、避難場所の下見を兼ねて、3人で札幌市のホテルに3泊して一時滞在をした。②そして、76-2、3は、同年7月21日、仙台港からフェリーで北海道に避難した。③76-1は平成24年7月26日、札幌市へ避難した（甲個76の1〔3, 7, 8〕）。自主避難区域である福島市から、平成23年12月31日以前に避難している②の避難は避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは同日までである。①はその滞在時期、滞在期間、目的等からして避難であるとは認められない。③は先に避難していた家族と同居するためであったとはいえ、避難時期等に鑑みれば、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯68）	損害認定の判断理由			原告番号 76-1	原告番号 76-2	原告番号 76-3
避難交通費	¥128,000	上記②の際に要した交通費として、福島県から北海道にその他交通機関で移動した場合の交通費を必要かつ合理的な範囲と認め、76-2に4万1000円、76-3に2万0500円をそれぞれに生じた損害と認める。			¥0	¥41,000	¥20,500
宿泊費	¥36,000	平成23年7月21日から3日間は北海道のホテルに宿泊したところ、宿泊料は無料であったが、駐車料金として1500円を要したと認められるから（甲個76の1〔8〕）；本件事故と相当因果関係のある宿泊費として、76-2に1500円を認める。			¥0	¥1,500	¥0
転居費用	¥0	30万円を76-2の損害と認める。			¥0	¥300,000	¥0
家財道具費用	¥13,812,700				¥0	¥0	¥0
食費	¥1,440,000				¥0	¥0	¥0
住居費	¥1,410,000	避難後は雇用促進住宅に居住し、平成29年3月までは家賃負担がなかった（甲個76の1〔9〕）と認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。			¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥718,700				¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥0				¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	避難前は、76-2はアルバイト職員として働いていたが、退職し、避難後は無職であり、就職活動を行ったとは認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない（甲個76の1〔5, 10〕）。			¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥4,320,000	平成23年7月21日から同年12月31日の約5か月間76-1と76-2、3が別居し、世帯が分離して生活費用が増加したと認められるから、1か月当たり2万円、合計10万円を76-2に生じた損害と認める。			¥0	¥100,000	¥0
通信費	¥720,000				¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥1,722,000	平成28年12月時点において、76-2、3は避難してから福島市には帰っていない（甲個76の1〔9〕）というのであるから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。			¥0	¥0	¥0
面会費用	¥2,460,000	76-1と76-3が分離して生活していた平成23年7月21日から同年12月31日の間に相当と認められる面会回数は5回であり、1回の面会に要する交通費として8万2000円を認め、合計41万円を76-1の損害と認める。			¥410,000	¥0	¥0
検査費用	¥0				¥0	¥0	¥0
その他	¥0				¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。			¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥56,804,567				¥710,000	¥742,500	¥320,500
既払額					¥1,147,994	¥1,603,505	¥890,000
損害額合計	¥45,000,000				¥-437,994	¥-861,005	¥-569,500
弁護士費用	¥4,500,000				¥-43,799	¥-86,100	¥-56,950
認容額					¥-481,793	¥-947,105	¥-626,450

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
77	77-1	27歳（平成23年5月の避難時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市	77-1の夫及び子は原告ではない。
避難の相当性	<p>本件事故当時、77-1は、77-1の夫（以下、この表において「夫」という。）及び77-1の子（以下、この表において「子」という。）と共に3人で福島県いわき市内で生活していた。本件事故後、放射線の影響について不安に思い、特に当時2歳5か月であった子に対する影響が心配で、平成23年3月14日、77-1は、夫及び子と共に茨城県日立市内の親戚宅へ自家用車で避難した。同年4月11日に自家用車で自宅に戻った。同年5月9日から同月11日まで、77-1は、夫及び子と共に札幌市へ下見に行った。下見を経て、何とか生活していけそうだったため、札幌市への避難を決意し、同月23日、77-1は、夫及び子と共に札幌市へ避難した（甲個77の1〔3～6〕）。</p> <p>自主避難区域である福島県いわき市から平成23年12月31日以前に行われた上記各避難はいずれも相当性が認められる。避難継続の相当性が認められるのは同日までである。なお、平成23年5月の札幌市への下見は、その時期、滞在期間、目的等に鑑みれば、避難であるとは認められない。</p>					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯79）	損害認定の判断理由				原告番号 77-1
避難交通費	¥136,000	①福島県から茨城県へ自家用車で避難した分の交通費として2万2000円（片道1万1000円）、②福島県から北海道へその他交通機関で避難した分の交通費として4万1000円、合計6万3000円を認める。				¥63,000
宿泊費	¥48,000	避難に際し有償宿泊したことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
転居費用	¥159,000	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥11,366,800					
食費	¥1,095,000					¥0
住居費	¥0	避難前は県営住宅に居住し、避難後は札幌市内の道営住宅に居住した（甲個77の1〔3, 6〕）と認められるが、避難前後いずれについてもその住居に要した費用が証拠上明らかではなく、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
気候対応費用	¥798,700					¥0
就労不能損害	¥12,353,538	本件事故当時無職であって（甲個77の1〔8〕）、就労不能損害が生じたとは認められない。				¥0
転職費用	¥37,167	本件事故当時は無職であり、避難後働くようになったのは平成24年10月からであると認められる（甲個77の1〔8〕）から、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
二重生活費用	¥180,000	避難前後を通じて世帯が分離していないから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
通信費	¥730,000					¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	平成23年5月23日から同年12月31日までの間に相当と認められる一時帰宅の回数は2回であり、1回の一時帰宅に要する費用として8万2000円を認める。同年3月14日から同年4月11日までの茨城県への避難期間は1か月にも満たない短期間であるから、その間に本件事故と相当因果関係のある一時帰宅費用を要したとは認められない。				¥164,000
面会費用	¥52,000	避難前後を通じて77-1と子は同居しているから、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
検査費用	¥0					¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用及び資格取得費用を支出したとは認められない。				¥0
慰謝料	¥10,000,000	30万円を損害と認める。				¥300,000
合計額	¥40,289,725					¥677,000
既払額						¥680,229
損害額合計	¥15,000,000					¥-3,229
弁護士費用	¥1,500,000					¥-322
認容額						¥-3,551

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
78	78-1	46歳（避難開始時）	福島県いわき市	自主避難	札幌市	78-1の夫、二人の子はいずれも原告ではない。
避難の相当性	<p>本件事故当時、78-1は、福島県いわき市内で78-1の夫、78-1の長男（本件事故当時12歳）、78-1の次男（本件事故当時6歳）（以下、この表において、それぞれ「夫」、「長男」、「次男」という。）と共に4人で生活していた。本件事故が起きた直後から次男の体調に変化が現れ、全身にアトピーの症状が出て、38度以上の高熱を頻繁に出すようになるなど体調不良となり、その原因は本件事故にあるのではないかと考えたことから避難を決意し、平成24年12月に札幌市の雇用促進住宅に入居を申し込んだ。しかし、夫の理解が得られずすぐには避難することができなかったところ、平成26年6月頃、それ以前から78-1が感じていた体調不良が悪化したことから、同年8月に78-1と次男は二人でフェリーで札幌市へ避難した（甲個78の1[2, 3]）。</p> <p>上記避難は、本件事故から約3年5か月後のものであり、本件事故の収束が宣言された平成23年12月から考えても約2年8か月後であること、78-1及び次男の体調不良が本件事故の影響によるものであるか明らかではないこと、避難元住所と本件原発の距離が約63km（乙個78の1）であることからすれば、78-1が、体調不良の原因は本件事故にあると考えていたことを考慮しても、本件事故と相当因果関係のある避難であるとは認められない。</p>					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯31）	損害認定の判断理由				原告番号 78-1
避難交通費	¥106,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
宿泊費	¥0					¥0
転居費用	¥0	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
家財道具費用	¥14,085,000					
食費	¥1,380,000					¥0
住居費	¥0					¥0
気候対応費用	¥2,979,250					¥0
就労不能損害	¥2,919,283	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
転職費用	¥37,167	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
二重生活費用	¥2,760,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
通信費	¥690,000					¥0
一時帰宅費用	¥574,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
面会費用	¥820,000	本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
検査費用	¥0					¥0
その他	¥574,000	代表世帯31が主張する面会交通費を支出したとは証拠上認定できない。				¥0
慰謝料	¥10,000,000	30万円を損害と認める。				¥300,000
合計額	¥36,924,700					¥300,000
既払額						¥120,000
損害額合計	¥15,000,000					¥180,000
弁護士費用	¥1,500,000					¥18,000
認容額						¥198,000

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考			
79	79-1	29歳（平成23年9月の避難時）	福島県岩瀬郡（住所省略）	自主避難	三重県等				
	79-2	34歳（平成23年9月の避難時）	福島県岩瀬郡（住所省略）	自主避難	三重県等				
	79-3	1歳（平成23年9月の避難時）	福島県岩瀬郡（住所省略）	自主避難	三重県等				
	79-4	未出生				平成25年1月生まれ（甲個79の1〔1〕）			
避難の相当性	<p>本件事故当時、79-1～3は、福島県岩瀬郡（住所省略）内のアパートで3人で生活していた。79-2、3は、平成23年3月14日から同月16日にかけて、福島県南会津郡（住所省略）、金沢市を經由して福島県岩瀬郡（住所省略）から三重県伊賀市へ避難した。79-1も同月16日同所へ避難した。79-1は同月25日に仕事再開のため福島県に帰郷し、79-2、3は同年5月末に福島県へ戻った。79-1～3は、同年9月4日、札幌市へ向けての避難を開始し、同月5日、札幌市へ避難した（甲個79の1〔3、6～8〕）。</p> <p>自主避難区域である福島県岩瀬郡（住所省略）から平成23年12月31日以前に行われた上記避難はいずれも避難開始の相当性が認められ、避難継続の相当性が認められるのは、同日までである。79-4は上記札幌市への避難後出生しており、避難をしたとは認められず、本件事故と相当因果関係のある損害が生じたとは認められない。</p>								
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯）	損害認定の判断理由				原告番号 79-1	原告番号 79-2	原告番号 79-3	原告番号 79-4
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、①福島県と三重県を往復した分の交通費及び②福島県から北海道への交通費を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。①について、79-2、3は自家用車で移動しているから6万4000円を79-2に生じた損害と認め、79-1は交通手段が明らかではないから避難交通費として5万2000円を認める。②について、その他交通機関で移動した場合の4万1000円を、79-1、2それぞれに生じた損害と認める。79-3は避難当時2歳以下であるから、避難交通費を要したとは認められない。				¥93,000	¥105,000	¥0	¥0
宿泊費	¥48,000	79-2、3は平成23年3月14日からの避難の際に、福島県南会津郡（住所省略）、金沢市にそれぞれ1泊しているから（甲個79の1〔6〕）、宿泊費として79-2に2万円を認める。79-3は当時2歳以下であったから、宿泊費が発生したとは認められない。				¥0	¥20,000	¥0	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を79-1の損害と認める。				¥300,000	¥0	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800								
食費	¥1,095,000								
住居費	¥0								
気候対応費用	¥798,700								
就労不能損害	¥12,353,538	79-1の平成22年の年収は551万7590円、平成23年の年収は348万0287円であると認められる（甲個79の2の1、2）から、その差額203万7303円を損害と認める。				¥2,037,303	¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	79-1は札幌市への避難に際し、当時の仕事を退職し、平成23年12月に再就職しているから、転職費用を要したと認められ、1万円を損害と認める（甲個79の1〔8、10〕）。				¥10,000	¥0	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	79-2、3と79-1は、平成23年3月25日から同年5月末までの約2か月間別居し、世帯が分離して生活していたから、生活費用が増加したと認め、1か月当たり2万円、合計4万円を79-1に生じた損害と認める。				¥40,000	¥0	¥0	¥0
通信費	¥730,000					¥0	¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	79-1～3が平成23年3月から同年5月まで（79-1については、同年3月25日まで）の避難の際に一時帰宅したとは認められない。同年9月5日から同年12月31日までの間に相当性が認められる一時帰宅の回数は1回であり、1回の一時帰宅に要する費用として、79-1、2に各8万2000円を認める。79-3は避難当時2歳以下であるから本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥82,000	¥82,000	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	79-1が面会費用として請求している平成23年3月に福島県と三重県を往復した交通費は、上記のとおり避難交通費として認定しており、その他本件事故と相当因果関係のある面会費用が発生したとは認められない。				¥0	¥0	¥0	¥0
検査費用	¥0					¥0	¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	札幌市の市営住宅の入居手続のために23万4000円を支出したこと、79-1が避難先での就職のために大型特殊免許・フォークリフト免許を取得する必要性、相当性及び主張する額を実際に支出したことについて、いずれもこれを認めるに足りる証拠はない。				¥0	¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥40,000,000	79-1～3に各30万円を認める。				¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥0
合計額	¥70,289,725					¥2,862,303	¥507,000	¥300,000	¥0
既払額						¥3,305,672	¥160,000	¥320,000	¥0
損害額合計	¥60,000,000					¥-443,369	¥347,000	¥-20,000	¥0
弁護士費用	¥6,000,000					¥-44,336	¥34,700	¥-2,000	¥0
認容額						¥-487,705	¥381,700	¥-22,000	¥0

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考
80	80-1	71歳（平成24年5月の避難時）	福島県双葉郡（住所省略）	帰還困難	東京都等	80-1の妻は原告ではない。
避難の相当性	80-1は、本件事故当時、福島県双葉郡（住所省略）で80-1の妻（以下、この表において「妻」という。）と二人で暮らしていた。平成23年3月11日、自家用車で郡山市方面へと向かい、途中のコンビニエンスストアの駐車場で一晩を過ごした。翌12日の早朝自宅に向かったが、町境付近で引き返すよう指示された。自宅に帰れなくなったので、東京都内の持ち家で避難生活を始めた。しかし、当該住居は人が生活できるような状況にはなく、（住所省略）役場に聞いたところ、同役場から福島県喜多方市内の温泉宿が避難場所である旨指示を受けて、同年5月15日、福島県喜多方市内の温泉宿へ避難した。そして、町役場の指示で同年8月1日からは福島県郡山市内の借上げ住宅で生活した。その後平成24年5月11日に北海道夕張市内の雇用促進住宅に、平成25年8月1日には北海道夕張市内の現在の住居へと避難した。なお、妻は福島県郡山市内の病院を受診するため、平成28年9月頃、北海道夕張市内の住宅を出て郡山市へ移住し、平成31年1月頃から再び北海道夕張市内で生活をしている（甲個80の1〔2～4〕、80-1本人〔7～10、13、21、22〕）。避難元住所は、帰還困難区域に指定された福島県双葉郡（住所省略）であり、80-1は避難を余儀なくされたのであるから、避難開始の相当性が当然に認められ、また、避難を継続していることにも相当性があるといえる。					
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯72）	損害認定の判断理由				原告番号 80-1
避難交通費	¥65,000	上記避難経路及び移動手段に鑑みれば、避難に要した交通費のうち必要かつ合理的な範囲として、自家用車で福島県から東京都まで（1万3000円）及びその他交通機関で東京都から北海道まで（3万2000円）を移動した場合の交通費を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。				¥45,000
宿泊費	¥0					¥0
転居費用	¥262,910	15万円を損害と認める。				¥150,000
家財道具費用	¥8,149,500					
食費	¥0					¥0
住居費	¥0					¥0
気候対応費用	¥525,750					¥0
就労不能損害	¥1,308,225	就労不能損害が生じたことについての具体的な主張立証がないため、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。				¥0
転職費用	¥0					¥0
二重生活費用	¥0					¥0
通信費	¥580,000					¥0
一時帰宅費用	¥460,000	80-1は平成23年7月頃に本件事故後初めて一時帰宅をした（甲個80の1〔3〕、80-1本人〔6〕）。当該時点から平成24年5月11日までは福島県内で避難していたところ、その間に相当性が認められる一時帰宅の回数は4回であり、一時帰宅に要した費用は、1回当たり1万円と認められる。次に、平成24年5月11日から80-1が請求している平成29年3月31日までの約59か月の間で相当と認められる一時帰宅の回数は19回であり、1回の一時帰宅に要する費用として8万2000円と認められる。したがって、合計159万8000円（＝1万円×4＋8万2000円×19）を損害として認める。				¥1,598,000
面会費用	¥0					¥0
検査費用	¥0					¥0
その他	¥1,678,895	代表世帯72が主張するその他移動費用、引越費用等を支出したとは認められない。				¥0
慰謝料	¥10,000,000	1000万円を損害と認める。				¥10,000,000
合計額	¥23,030,280					¥11,793,000
既払額						¥56,816,390
損害額合計	¥15,000,000					¥-45,023,390
弁護士費用	¥1,500,000					¥-4,502,339
認容額						¥-49,525,729

番号	原告番号	年齢	避難元住所	地域区分	避難先	備考	
81	81-1	38歳（平成23年8月の避難時）	栃木県那須郡（住所省略）	対象区域外	埼玉県等		
	81-2	39歳（平成23年8月の避難時）	栃木県那須郡（住所省略）	対象区域外	埼玉県等		
	81-3	1歳（平成23年8月の避難時）	栃木県那須郡（住所省略）	対象区域外	埼玉県等		
避難の相当性	<p>81-1～3は、本件事故当時、栃木県那須郡（住所省略）の持ち家で3人で生活していた。本件事故後、放射能汚染の影響があるのではないかと怖くなり、81-3がまだ1歳であったこともあって、避難をすることとした。81-1～3は、平成23年3月14日、埼玉県内の81-2の実家へ自家用車で避難し、同日は一泊し、翌日長野県北安曇郡（住所省略）内の友人宅に向かった。長野県では、放射能プルームの風向きが心配になったので、81-1～3は、奈良市内のウイークリーマンションを借り、1週間過ごした。81-1は、仕事のため同月28日に自宅に戻ったが、原発事故の影響が心配だったので、81-2、3は埼玉県内の81-2の実家に残した。同年8月21日、81-1は自家用車で埼玉県まで81-2、3を迎えに行き、その後81-1～3は、札幌市まで避難した。札幌市内に到着した同月24日から同月27日は札幌市が用意してくれたホテルに宿泊し、同月27日から札幌市内のUR住宅に入居した（甲個81の1〔3、5～7〕）。</p> <p>避難元住所地と本件原発の距離は約88.03kmであった（乙個81の1）。</p> <p>平成23年4月24日、自宅付近の空間線量は、屋外の地表付近で毎時1.72マイクロシーベルト、室内で毎時0.78マイクロシーベルトであった。また、同年8月15日の時点では、屋外の空間線量は地表から約30cm程度の高さで毎時1.08マイクロシーベルトであった。平成25年3月、除染のための事前調査が行われ、81-1の自宅周辺の線量は、毎時0.59～1.55マイクロシーベルトであった。なお、この事前調査において毎時1マイクロシーベルトを超えたのは、雨だれを測定した場合であった（甲個81の3、81-1本人〔24、25〕）。</p> <p>（住所省略）役場の空間線量は、平成23年3月15日の時点で毎時0.03～1.75マイクロシーベルトであった。その後、測定値は減少傾向にあり、同月31日の時点では毎時0.27～0.30マイクロシーベルト、同年4月15日の時点では毎時0.17～0.20マイクロシーベルトであった（乙共315の1～5）。</p> <p>平成23年3月の避難は、本件事故直後の混乱期における避難であり、当時1歳の81-3がいたこと等からすれば、避難開始の相当性が認められる。そして、81-1は定期的に自宅近辺の放射線量を計測していたところ、同年4月24日には毎時1.72マイクロシーベルト、同年8月15日には毎時1.08マイクロシーベルトの数値が計測され、（住所省略）役場の数値と比較しても高いこと、1歳と幼い81-3がいたことからすれば、避難を継続していたことは相当であると認められる。他方で、同年12月には、本件事故の収束が宣言されていたこと、81-1の計測によっても自宅近辺の放射線量は低減していたこと、平成25年3月の線量で高い数値は雨だれで計測されたものであることからすれば、その避難を継続する相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。</p>						
損害項目	原告の主張する額 （代表世帯79）	損害認定の判断理由			原告番号 81-1	原告番号 81-2	原告番号 81-3
避難交通費	¥136,000	上記避難経路に鑑みれば、栃木県と奈良県をその他交通機関で移動した場合の費用（片道2万5000円）として81-1に往復費用5万円、81-2に片道費用2万5000円を認める。また、栃木県から北海道へその他交通機関で移動した場合の片道分の費用3万6000円を81-1に、奈良県から北海道へその他交通機関で移動した場合の片道分の費用5万1000円を81-2に認める。81-3はいずれの避難時においても1歳であるから、交通費を要したとは認められない。			¥86,000	¥76,000	¥0
宿泊費	¥48,000	奈良市内ではウイークリーマンションを借りているから、有償宿泊した場合と同様に、81-1、2に各7万円を認める。			¥70,000	¥70,000	¥0
転居費用	¥159,000	30万円を81-1の損害と認める。			¥300,000	¥0	¥0
家財道具費用	¥11,366,800						
食費	¥1,095,000				¥0	¥0	¥0
住居費	¥0				¥0	¥0	¥0
気候対応費用	¥798,700				¥0	¥0	¥0
就労不能損害	¥12,353,538	陳述書（甲個81の2の1）には、81-1の平成22年の年収は約300万円、平成23年の年収は約116万7000円とあるが、これを認めるに足りる証拠はない。			¥0	¥0	¥0
転職費用	¥37,167	81-1は避難前は自然建築の個人事業を行っており、札幌市への避難後には避難前同様の仕事ができなかったと考えたが、なかなか見つからず、平成25年11月にホテルの施設管理の仕事を見つけた（甲個81の1〔4、7、8〕、甲個81の2の1）というのであるから、転職費用を要したと認められ、1万円を81-1に生じた損害と認める。81-2は本件事故当時専業主婦であり（甲個81の1〔4〕）、避難後に就職活動をしたとはうかがわれず、本件事故と相当因果関係のある損害が発生したとは認められない。			¥10,000	¥0	¥0
二重生活費用	¥180,000	平成23年3月28日から同年8月21日までの約5か月間、81-1と81-2、3は別居し世帯が分離していたため、生活費用が増加したと認められ、1か月当たり2万円、合計10万円を81-1に生じた損害と認める。			¥100,000	¥0	¥0
通信費	¥730,000				¥0	¥0	¥0
一時帰宅費用	¥2,624,000	平成29年までの間に自宅に戻ったのは81-1のみで、それも1回だけであった（81-1本人〔21、22〕）というのであるから、81-1に1回の一時帰宅に要する費用として8万2000円を認める。			¥82,000	¥0	¥0
面会費用	¥52,000	平成23年3月28日から同年8月21日までの約5か月間、81-1と81-3は分離して生活していた。その間に相当と認められる面会回数は4回である。81-1は自家用車で埼玉に行っていた（甲個81の1〔6〕）から、1回の面会に要する費用は1万4000円（栃木県と埼玉県を自家用車で移動した場合の往復の交通費）と認める。			¥56,000	¥0	¥0
検査費用	¥0				¥0	¥0	¥0
その他	¥709,520	代表世帯79が主張するその他移動費用、資格取得費用を支出したとは認められない。			¥0	¥0	¥0
慰謝料	¥30,000,000	各30万円を損害と認める。			¥300,000	¥300,000	¥300,000
合計額	¥60,289,725				¥1,004,000	¥446,000	¥300,000
既払額					¥0	¥0	¥0
損害額合計	¥45,000,000				¥1,004,000	¥446,000	¥300,000
弁護士費用	¥4,500,000				¥100,400	¥44,600	¥30,000
認容額					¥1,104,400	¥490,600	¥330,000